

学校教育における諸問題の検討 —高等学校教育において地域をどうとらえるか—

志茂野千香子

序章

第一章 青年期と高校教育

第一節 高校教育と青年期の人生選択

第二節 地域と青年期教育

第三節 高校教育の目的

第二章 戦後の高校教育制度

第一節 戦後高校教育の展開

第二節 人的能力開発政策

第三節 戦後の青年期と高校教育

第三章 教育の地域性

第一節 北海道羽幌高校「地域との連携による教育」

第二節 稚内高等学校における地域調査

第三節 宗谷の地域教育経営と高等学校への接続

結章

補章 学校選択の自由化をどう考えるか

第一節 岐阜県穂積町、各務原市における調査

第二節 穂積町の取り組み

第三節 学校の特色づくりと個性化

あとがき

序章

1 高等学校に何が求められているか

今まで、高等学校の教育は、多くの父母や生徒に大学への準備教育として支持されてきた。多くの高等学校の教員も、高校入試によって明らかされる学校間の格差に甘んじて、大学合格率が示すランクに位置することに安住してきた。

法的に義務教育ではない高校教育は、選抜によって学力面等で均質、均等な生徒を集め、そのレベルがランクとなっていることが当然とされ、均質・均等でない部分は、排斥されるという現実がある。

しかし戦後、めざされた高校教育は、大衆化、

民主化をその理念としており、国民の誰もが身につけるべき教養を教育することを課題として、そのような教育を施す学校が大学への階梯として位置付けられ¹⁾ていた。その意味では、小中だけが誰でも受けるべき教育であり、ランク分けされた高等学校は普通科中心の大学入試準備教育であるという、小中高の接続の捉え方では不充分であると考える。

この研修期間中に訪問した稚内高校でのインタビューや座談会を通して報告するとおり、父母は、子どもが中学校までなら学校に足を運ぶが、高等学校に入学すると、「学校に任せせる」とか「本人に任せせる」という現実がある。このことは、父母や地域に対する高等学校の敷居の高さ感がそ

う言わしめているといえる。

競争を軸とした教育では個々の生徒の実態の把握を切実な問題とせずに、多くの教員が授業を開いてきたが、現在、高等学校の教員のなかから、生徒の現状、実態の把握のためには、父母や地域との情報の共有が必要ではないかとの問い合わせも始めている。

これまで青年は、高等学校に在学することは労働市場への入り口として、その価値を見出してきた。しかし、高卒からの企業斡旋が確実なもので無くなり、その価値が崩れた今、青年期の進路選択や職業選択をめぐる不安は大きい。

これは、結局はその地域を、青年が仕事を見つけられるような地域にできるかという大きな問題にもつながる。少なくとも、自分の子どもや、生徒の不安の背景に、進路選択や職業選択をめぐる不安があるということを、学校、地域、家庭の大人が一緒に考え、支えていく必要がある。生徒の進路・職業選択の援助を、地域、家庭と学校でいかにして担うかということの議論の場が保障されてはじめて、学校現場での個々の教員の努力が報いられると言える。地域に閉ざし孤高を守るかのようにしてある高校は、地域住民や父母の声が届かない。学校や教師、父母、それを取り巻く地域からの積極的な対応が無いままでは、将来の自分と社会についての不安を感じている青年期に的確な、人生選択の援助は出来ない。

現在、「開かれた学校」という用語が多様に用いられ、学校5日制の完全実施の展望や、総合的な学習の時間の導入、体験活動の推進、学校のスリム化など様々な方向からの期待がされている。しかし、羽幌高校での調査で明らかなのは、地域との緻密な連携をしながらの体験学習の実施が、生徒の実態把握や、父母や地域住民の教育要求を十分に理解できると言うものではない。また、教育合意運動が繰り広げられてきた宗谷管内の、高校教員の高校教育観や父母のそれは、小中に連続しているとは言えなかった。どちらの高等学校においても、地域住民が求める高校像と高校教員の感じている使命には、ずれが生じていた。通学区

が大きく、全日制か定時制、普通科か職業科の違いがある上、学校間格差の問題を抱える高等学校では、ある地域の1つの学校で求められる教育方針が、他の学校の教育方針と一致しない。個々の父母の要求は一致するとは限らない。しかし、その高等学校を地域にどう位置付けるかを考え、乳児から青年期までの子育ての流れの中に高等学校をどう作るかという、地域住民と高校教員の共通の意識が必要であると考える。すべての子どもの発達を保障するためには、学校を父母や地域に開き、それぞれの学校が中心となって地域自体の活性化につながるような議論がなされる学校が、創り出されるべきである。

学校運営への、教職員、父母、生徒の参加についての考え方は、戦後当初の文部省の著作物にも示されている。1950年3月の『中学校・高等学校管理の手引き』は、校長は学校を民主的に運営すべきであり、「民主的管理には、生徒、職員、父兄の意見と人格を尊重し、同時にこれらの人々を学校施策の討議に参加する機会を多く持たせる必要がある」と述べている²⁾。戦後当初の文部省の考え方は、民主的な学校は、教職員、さらに生徒、父母、住民の学校管理運営への参加が当然であるとするものであった³⁾。

現実の問題として、現在の高等学校において、父母や地域住民の参加を法的に制度化することは、多くの地域にとって非現実的であろう。しかし、多くの主導的立場の世代の教員や、高校生の父母の世代は、競争的な高校教育を経験し、学校間格差や受験競争を当然のこととして受け入れてきて、戦後当初の新制高等学校が目指した理念を省みる機会を与えられていないという事実がある。父母や、地域住人、高校教員がそれを認識し、あらためて、戦後の高校教育制度の功罪を振り返ることが必要であると考える。

新たな時代に見合った民主的な学校づくりとは、父母と地域住民、生徒の学校管理運営への参加を必要としている。そのためにも、様々な学校での実践を積み上げることで形成される、慣習法的内部規範である規則が一つの可能性として残さ

れている⁴⁾。

2 高等学校の制度

戦後の新制高等学校は旧制中学が選抜性の強いエリート高校となり、実業高校であった職業高校とは発足の時点から域を異にする。当時、50パーセントであった高校進学率は70年代には90パーセントに、現在は97パーセントに達している。この間急増する生徒に応急的に対応する措置として多くの高等学校が設置され、限られた学区内に普通高校が増加した。その結果、学校間の階層構造が細分化、明確化したことが序列を生じさせた。現在、15歳人口の減少とともに、新設校の定員割れや底辺校の問題が大きくなっている。公立高等学校の教育の空洞化が問題になるなか、高等学校の序列、階層化が社会的背景と大きく関わっていることを自分自身の研究課題として踏まえ、過去の高等学校制度の改革の流れを学習事項としておさえておきたい。

第15期中央教育審議会は平成8年7月の第1次答申「21世紀を展望したわが国の教育のあり方にについて」のなかで、これからの中学校および地域社会・家庭における教育のあり方に“ゆとりの中で生きる力を育てる教育”的必要性を提言した。「生きる力は学校において組織的、計画的に学習しつつ、家庭や地域社会において、親子のふれあい、友達との遊び、地域の人々との交流などの様々な活動を通じて根付いていくものであり、学校・家庭・地域社会の連携とこれらにおける教育がバランス良く行われるなかで豊かにそだって行くものである」というものであり、完全学校5日制の時代を迎える、高等学校においても、変化する社会のなかで子どもの自己実現を達成させるためには、何らかの形で「地域社会における学校外の様々な活動の充実について連絡・協議を行い、ネットワークづくりを進める」工夫が求められている。

2003年からの実施に向けて新教育課程の検討が学校で進められている今、完全5日となり、教科書のない総合的な学習の時間や、情報という時間が入ってくるとともに、個に応じた多様な教育や

学校の垣根の排除、特色のある学校づくりが求められている。その検討の過程で、学校が子どもや父母を包括する地域の教育要求に対して、どう答えて行くかを中心に据え、それぞれの学校において、どのような生徒を育て、そのために何が必要であるのかが見えていなければならない。

文部科学省は地方教育行政組織運営法の公立高校の通学区を定める規定を削除する改訂法案を通常国会に提出した。総合学科高校や中高一貫高校以外の普通科の高等学校も「全県1学区」になる可能性もある法案である。それぞれの高等学校から通学区がなくなり、地域との関係が希薄になったとしても、青年期の発達は学校の教師だけが担えるものではない。97パーセントの中卒者が高等学校に進学し、「個々に応じた教育」が求められる今こそ、青年期の発達を地域から切り離してきた過去の現実を捉えなおし、学校教育と地域や家庭の新しい関係を構築することが必要であると考える。

3 本論文の構成

本稿「学校教育の諸問題の検討 高等学校において学校、父母、地域の連携をどうとらえるか」は3章で構成されている。第1章では高等学校における教育と地域における青年期の発達の関連を根拠に、学校が取り組むべき課題について検討することとした。第1節では学校教育法第41条に規定された高等学校が担う教育の目標に位置付けられる進路指導が地域とどのように関連付けられるのか考察する。第2節では、学校教育法に定められた高等学校の目的の解釈を佐々木享氏の先行研究をもとに検討する。第2章では戦後の改革や社会的要請によって高等学校がどのような位置付けを強いられてきたのかを整理した。第1節では高等学校が戦後、「開かれた教育」として後期中等教育として、高校3原則の下に義務教育を基礎としてその上に位置付けられた経緯を整理する。第2節では1960年代以降の教育改革が高等学校をどう変革してきたのかをおさえたい。第3章では、事例研究としてこの研修中に訪問した、北海道羽

幌高等学校、稚内高等学校をとりあげ、今望まれる学校と父母、地域の連携のあり方を考察する。

補章は、この研修中に地域実習調査として岐阜県の穂積町と各務原市を訪問した、通学区の緩和と学校選択制についての報告のまとめである。

第一章 青年期と高校教育

第一節 高校教育と青年期の人生選択

1 教育の目標としての進路指導

青少年のつまづきや行き止まり、それを克服する過程、自己発見のチャンスは、学校や家庭を含む地域に展開される。しかし「高度経済成長」以来、日本の社会は大きな変化を遂げ、人生のスタイルは大きく変わった。もっとも大きな変化の1つは、子どもが生まれ育った地域で職業を得て、地域で生きてゆくというイメージをほとんど描くことが出来なくなったということである。さらに、学校およびこれを包み込んでいる教育制度が大きな影響力をもって、青少年の人生選択を枠付け方向づける要因になっていることも、青年期の発達に大きな影響をおよぼしている。

日本の近代化とともにその後の政策と日本人の教育熱は、学校教育を人生選択を代行する巨大システムと位置付け、地域や家庭からは、それにかかわりをもつチャンスが失われてしまった⁵⁾。同時に現代の学校における、進路指導問題はあまりにも狭く、浅く捉えられてきた。

地域に包括される家庭や高等学校で担われる青少年の人生選択指導は、日本の学校制度の歴史的展開を経て、進路指導として、学校制度や入学試験制度というしくみが大きく関わって来た。

平成9年11月、文部省初等中等教育局長より、いじめや不登校の増加の問題に対して、各都道府県知事、各教育委員会に宛てた通知で、高等学校の入学者選抜について一層の改善が促された。子どもたちに「ゆとり」を与え、「生きる力」を育成するために、現況の過度の受験競争の緩和が必要であるという観点から、高等学校の入学者選抜

の改善が極めて大きな意味を持つと言うものである。影響力のある特定の高等学校をめぐる受験競争が厳しい現実と、狭い意味での学力の評価に重点がおかれるという現状に対して、「多様な能力、適性や意欲関心を持った生徒が、いかに自分にあった進路を選択できるようにするか」に重点を置きながら、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点に立つ、高校入試の改善を求めるというものである。

しかし高等学校への入試選抜の方法の改変だけでは、固定してしまった高等学校の序列階層化という現状の中では、生徒に対する進路指導の目的が見失われる危険性は大きい。人生を励まし主体的な選択を保障できる教育を実現をすることができないまま、高等学校の果たすべき役割を見失い、生徒は授業に参加しなくなり、学校教育は行き詰まりを見せている。入学試験準備や、それに伴う競争が人生選択という大きなテーマを覆ってしまうことで、高等学校教育の果たす役割が何であるのかが見失われてきた。現実に、一般に使われる「進路指導」という言葉が「受験指導」として解釈して使われ、青年期の個々の発達とは全く別のものとして使われてきた事実もそれを証明している。そこで問題とされる進路指導は、青年の苦悩や反問とはほとんど無関係と捉えられ、他方では教科指導や生活指導と並列する指導体系として位置付けられている。

学校教育法は中学校、高等学校の「教育の目標」として進路指導の問題を位置付けている。このなかで高校教育については、第42条2項で「社会において果たさなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ」と規定している。このことは、進路指導が教科指導や生活指導と並列され、独立に位置付けられるものではないことを示す。学校において、全ての教育活動を通して実施されるべき問題であるということである。

つまり、進路指導とは進学準備的な受験指導ではなく、「どのように生きていくのか」という視野にたって、職業・進路を選択させる援助をおこ

なう指導であることを意味している。

2 進路指導の課題

1. 高等学校中退に見る課題

財団法人日本産業開発青年協会大検情報センター事務局長、木下征四郎氏は高校教育の問題点を以下のように指摘している。

「かつて、高校中退者は学校のお荷物、ないしは貞犯少年、と言う印象を社会に与えてきた。今日の中退者はおよそそのような印象とは全く無縁な、律儀で心やさしい子どもたちである。彼らの行動を彼らの目の高さから捉えてみると、社会から異議申立てを受けるのは学校側そのものである、という図式がはっきりと見えてくる思いである。

法的に義務教育ではない高校教育は、選抜によって学力面等で均質、均等な生徒を集め、そのレベルがレールとなっていることが当然とされている。このことを裏返すなら、均質・均等でない部分は、非義務教育を理由として排斥することが許されもする。

地域社会から隔絶している高校は、均質・均等の子どもたちを測定の絶対値としがちな学校運営によって彼等を簡単にスパイル、ないし排除してしまうシステムが構築されてしまっている。「異端」の排除といえるかもしれない。小中学校ではこれが「いじめ」という現象をとって現れるのだろうが、退学という選択肢のある高校では1.9パーセントが「進路変更」をして学校を去ってゆくのである。

さらに問題なのは、親たちの怒りや不満の声が高校に届くことがないことである。地域に閉ざし孤高を守るかのようにしてある高校は、地域住民や父母の声が届かない環境となっている。学校に物申しても砂漠に撒かれる器の水のように、何事もなかったような学校のたたずまいに歯がゆさと虚脱感を味わった中退者の父母は多い。

また、適性を欠いた高校に我が子を振り分け

た中学に異議申し立てをしたとはおよそ耳にしない。というより、我が子が学校になじめないことに責任を帰してしまうケースや現状の学校教育制度に期待を失ってしまっている親が大半だからである。ゆえに社会問題となることも少ない。そして、高校は旧態然として均質な生徒を育てあげているのである。」⁶⁾

この中で、指摘されるスパイルされる側とは、その高校学校での学習に積極的に取り組んでいたり、律儀であるがゆえに、均質、均等性からはみ出した生徒である場合がある。学習権を侵害されたあげくに、その学校を拒否せざるをえない状況に追い込まれるという、教育の本来求めるべきところとは矛盾する事例が生じている。

愛知県立安城高等学校（生徒数1088人）の2年生男子生徒（17）が約1年間、騒がしくて授業が成立しない「学級崩壊」の改善などを求めて、教室に入ることを拒みつけた結果、「留年」が決まった。学校側は「対策はとったが、その効果が続かなかった」とした上で、「条件を満たさず、留年はやむをえない」と説明する。これに対し、生徒側は「学校に誠意がみられない。授業を妨害する生徒は教室にいるだけで進級できるのか、納得できない」と不安を募らせている⁷⁾。

この男子生徒は「生徒が騒いで勉強が出来ない」と授業をボイコットし、単位不足で留年になった。「授業を妨害した生徒が進級するのに、被害をうけた自分がペナルティを科せられるのは納得できない」と留年には応じられない意向を明らかにした。当面学籍はそのままにして学校側の対応を見守るが、今後は大検も含めて進路を考えるという。母親は授業の騒音を録音したテープを手に県教委を訪れ、留年の取り消しを要求した。県教委は、人事刷新を含む指導の改善などを約束したが、出席日数の不足などを理由に取り消しには応じられない回答している。この母親は、「校長に何度も改善してくれる様に頼んだが、誠意が見られなかった。好んで入った高校なのに情けない。」と話している。男子生徒は「授業を

妨害する生徒や何の指導も出来ない先生には失望した。2年生として復学する気は全くない」と話した。

一方、同校校長は「(授業が成立しないのは)恒常的だったわけではないが、正常じゃないと思った」と認めながらも「大検も選択肢の1つでしょうし、本人の意思を尊重するしかない」と本人の進路について話している。

木下氏は高校教育が学校で完結すべきとする前提が綻びはじめてきていることの前兆なのかもしれない。と言うより、学校教育としての高校の価値を拒否したところから始まる多様な他の教育手段が、大人の知らないうちに子どもたちの間でオーサライズされ、定着しつつある。つまりこうした学校によらない教育の機会を学校教育の補填装置として広く認めていくべきなのである⁸⁾。とその立場から、学校教育が絶対であるという固定観念からの訣別を示唆しながらも、

「仮に原子力発電施設で数ミリの螺子の1本に亀裂が入っていることが確認されたとするなら間違いなく異常点検の為に稼動は中止されることになるはずである。異常の徵候が指摘されながらなお、点検を怠っている学校から、今日も学ぶ意欲に燃えて進学しながら、結果として退学を余儀なくされている子どもたちが相次いでいることに、教育関係者はもっと真剣に対応すべきではないのだろうか。」⁹⁾

と指摘している。

上記の事例は、生徒が、学校に対して主体的に筋を通しありと抗議をすることができたという点では、数少ない例の1つでもある。しかし、木下氏が高校中退から見た学校教育制度の問題点と合致しており、授業妨害や学級崩壊がなぜ高校で起こるのか、どのようにして学級や授業を立て直すべきであったのか、問題提議をした生徒にこたえる義務は学校になかったのかが教育関係者、教育行政と学校に突きつけられる事例である。

小中学校と異なり、地域に閉ざし孤高を守る高

等学校は、地域住民や父母の声が届かず、聞き入れる体制も作りにくい。義務教育ではないこと、その学校の均質性は、なにごともないように、これと同じようなことを繰り返し、生徒の中途退学をゆるしてきた。学校になじめないのは「社会において果たさなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ」でいう「個性」ではなく、均質・均等性を追求するがゆえに、その枠をはみ出たという「異端性」である。

学校崩壊や学級崩壊の背景には、いらだち、ムカツキ、無気力など生徒の生活感情と深い関わりがある問題である。教員の資質のみに学級崩壊や授業崩壊の責任があるとはいえない。これらを立てなおすことを、地域から隔離され、閉鎖された学校の、教科担任教師としての個々の教師の努力だけに求めることはできない。その学校の生徒の生活する地域や家庭の状況把握なしでは解決できない問題だからである。

父母が、学校になじめないのは我が子の責任だけではないことを理解し、学校に足を運び、どのような教育活動が行われているかを知る機会が保障されていれば、学校教育制度に対する期待を失う以前に、子どもにおこっている事態に、直接学校に対して対応できるはずである。また、教員も父母や生徒から抗議、糾弾される前に、生徒の実態とそれに対する対応を説明し、理解と協力を得られたであろう。

父母は子どもが中学校までなら学校に足を運ぶが、高等学校では「学校に任せる」とか「本人に任せる」という現状では、生活感情に結びつく生徒の実態は教師もつかめない。生徒の進路・職業選択の援助を、地域、家庭と学校でいかにして担うかということの議論の場が保障されてはじめて、学校現場での個々の教員の努力が報いられると考える。

子どもの発達成長については、青年期までを見通して支えることができる父母や地域社会と学校の連携が必要である。学校と父母のつながりが小中学校の段階で終るものではなく、高校でも子どもの発達の援助の方法として連携があることで、

学校教育法、第42条2項が規定する、「社会において果たさなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ」る高校教育の目標を達成することができる。

2. 生徒の状況に対する教員の試み

(1) 父母との課題の共有化

高等学校においては、教科ごとの授業崩壊は、授業中に生徒が寝てしまうという場合もふくめ、その場面は小中学校よりも多く、学級崩壊が議論されるよりも前から懸念されていた現象ではないか。

この数年、所属する学校での職員同士の会話や、進路情報誌の記事などによって、どのような工夫をすれば生徒が授業に積極的に参加するかを模索する議論が増えつつあると感じている。その中に、父母との連携や情報の共有が議論される場面が少なくない。生徒が主体的に学習し、進路選択するためには教師と父母の連携は欠かせない場合が多い。

生徒の意欲を高めるために、1年生に対して行う進路指導について、現場教員の以下のような発言がある。高校に入学してからの初期指導をどう企画するかを特集した進路担当の教員や1年担任の声である。

「生徒の家庭とスクラムを組んでできる方法を探って行きたいと考えています。先日、PTAの役員に集まっていたいただいたのですが、そのときに出た話は、保護者が勉強以外の情報を知りたいということでした。学校でどんな生活指導をしているか進路指導をしているかということです。」¹⁰⁾ 「そうやって教師が保護者に働きかける、また保護者も教師に働きかけるという関係を少しづつ築いて行きたいと思っています。もう1つは今の生徒は手がかかるという話を先ほどからしていますが、逆に手をかけないで済む指導というものを探ってみたい。」¹¹⁾

これらの発言はこれまでの、個々の生徒間の競

争に任せた進学準備的な受験指導から、父母の学校参加や、生徒の実態に合った指導策を、教師側が模索していることを示す。

学年・クラス運営の実践のためにも、保護者会の位置付けが重要視されている。保護者会の重要性が以前にましているとの指摘もある¹²⁾。その背景として、少子化でその親にとってその子が「初めての子」であるケースが多く、父母は自信を持ったアドバイスができない、家族、親子の会話が減って、子どもの進路について本音の話ができるにくいという面がある。家庭の影響力が低下した結果、学校・保護者間でより密接な協力が必要になってきたということである。

保護者会の大きな目的は、全体会、クラス会の一連の流れの中で、保護者の不安、疑問を解消し、学校と保護者、保護者同士の理解を深めることにある。教育課程や細かな指導のスタンスを学校側が父母に伝えるとともに、課題の共有化を図ることができる。しかし、現状では、不安になりがちな父母との接点としての重要な場として、位置付けられなければならないが、PTA総会や学年会への父母の参加率は大きくはない¹³⁾。

(2) 地域との連携

また、高等学校における進路学習においても体験型の職場学習や大学からの出張講義の必要性が求められる場合がある。「職場訪問によって大学卒業後の自分の姿をイメージすることで、自分の将来像を深めるきっかけになればと思っています。受け入れてくれる企業の開拓が大変なんですが、1回やってストックができれば、来年以降もっとやりやすくなるかなと思っています。」¹⁴⁾ というように、地域との連携をどう築くのかが課題として存在している事実も否めない。中学校で行われる職場体験学習との接続の問題を、地域を巻き込んで考える必要性もある。

現在、日本の子ども、青年の多くの人が、受験の重圧や、身近な人間関係の息苦しさ、将来の自分と社会についての不安を感じている。いらだち・ムカつき・不安の蓄積という生活感情や生きること

への根源的な問いかけは小・中学生だけでなく、高校生も大人たちに求めている。子どもが10年先に何を職業にして、どの地域に生きているかは見通しづらい時代である。「将来の自分と社会についての不安」は、高校生にとって必ず直面する問題であり、その成長をささえる場合に、彼等の進路、職業選択の援助を、地域と学校でいかになしするかを抜きにしては考えられない。これは、結局はその地域を、青年が仕事を見つけられるような地域にできるかという大きな問題にもつながる。少なくとも、自分の子どもや、生徒の不安の背景に、進路選択や職業選択をめぐる不安があるということを、学校、地域、家庭の大人が一緒に考え、支えていく必要がある。

現代の高等学校における進路指導は、教育の目標として位置付けられ、学校での日常の全教育活動に関わるものでありながらも、社会と学校の関連の問題でもある。父母は、自分の子どもが社会に出るとともに迫られる人生の選択を、学校教育において援助されているかどうか問う必要がある。そのためには、これまでの教育改革の歴史的背景のもと、青年期教育が地域や家庭と切り離されてきた事実に対する認識を、現実に父母や地域と学校が共有し、そこに再びどのように高等学校の役割が位置づくべきかが問い合わせられる必要があると考える。

第二節 地域と青年期教育

青年期の心理—社会的「猶予期間」は、そのことを青年期存在自身に保障する体系（発達保障システム）としての社会歴史的内容において決定され、創造されなくてはならない。真の社会共同体、それは「地域」概念が包括し、基本的に土地—生活—集団の有機的結合体として具体的諸個人の社会的個性的活動の保障体系である。生産的労働を基盤とする一定の地域固有の文化的価値体系を含みつつ、創造しもする運動体としてその歴史を持つものである。「地域」はみずから歴史と運動を通して有機的結合体となり、青年期を準備する母体となる。青年期においては、「地域」は相

対化される対象であるとともに、選び取られ「地域」の維持・発展を人格的活動性において担うことによってみずから統合される活動体である。いかなる契機において、「地域」から「離れ」、「地域」をまた「選び」、みずからの中に「統合」するのか、あるいは、その過程自身が疎遠されるのか、その点にかかわって、青年期の人格性が形作られる¹⁵⁾。

戦前の日本では、地域の工場や農村で働く青年たちはその生産現場に、自分たちの労働や、自分たちの取り組む技術や、織り込まれる社会関係を独習したり、集団学習できる場を持っていた。生産的労働と教育の結びつきが現実にあり、日常的な生活方法として位置づいていた。

戦後の歴史の中で、わが国では工業化、都市化の進行に伴って全国的に地域が大変貌を遂げてきた。地域は地方自治体の行政区割として存在し、中央にとっての地方、中央において策定される政策がそこで実現されてゆく現場として位置付けられた。そうして高度経済成長政策の一環としての人的能力政策に基づいた、1960年以降の教育における多様化、分業化は、後期中等教育の性格を雇用政策と直結したものとしておしだし、中学卒業時に「適性、能力、環境に応じて」進路を分化すべきことを説いた。若年労働力の確保。育成によって、青年の賃労働者化を促し、農民や漁師が地域開発政策の流れに土地や漁場を手放すこととあいまって、農村から都市へと青年は流入した。地域は全国的に平均化され、地域としての個性を失い、生活の場としての地域は喪失した。地方都市に残った多くの青年は、通勤する低賃金の工場労働に就くことになる。この社会環境の変化に対して宮原は「失われて行く地域をよび戻すのではなく、新しい地域が地域大衆の手によって作りだされて行かなくてはならない。子どもは子どもの立場で、青年は青年の立場で仕事に主体的に参加できるようになる力をやしなわなければならない。」「そのために基礎的な教授と学習をどう組織して行くかが、今日の国民の立場に立つ教育の任務である。」¹⁶⁾と示唆している。さらに「新しい地

域は住民生活と権利を守るために地縁的なつながりとして、地域大衆の連帯をつうじて作り出さなければならない。こうした新しい地域の範囲は広くもあり、狭くもある動的なものとしてとらえる。1つの地域がそのうちにいくつかの地域を包みこむことによって立体的な力動性を持つ、重層的なものとなる。」と説明している。

現代の日本では、地域住民同士の連携も弱まり、豊かさ、少子化、子育てに関する情報交流の欠如などが、家庭、地域の教育力の低下を招いている。大都市においては住民登録をしないまま生活できるし、伝統的な町内会や自治会がある地域でも、お互いの干渉を極力さける住人の集まりの域をこえない場合が多い。実際に私が居住する地域でも、伝統的な地域の祭典を中心に、毎週公民館に人が集まつたとしても、生活の実態や学校教育まで触れる機会はない。

このような地域の喪失と平行して、学校教育においては、父母、生徒や地域コミュニティ代表など学校運営への参加制度の具体化が進まぬままで、高校進学率の上昇と、高等教育への進学準備過程の拡大や通学区の拡大が政策的にすすめられた。この結果「市場原理」的性格を強くその土台とした高校教育は、生活の場である地域と切り放された。高等学校への進学率が上昇し、青年期そのものが地域と切り離される結果となる。

現在高校への進学率の上昇とともに過熱した偏差値社会では、体罰といじめ、登校拒否、高校中退少年非行など、目立った問題だけではない。高校生の労働と社会的現実への関心はうすく、受験学力とは異なる本物の学力が育っていないということが問題とされてきた。現在、高等学校に通いながらも大学進学を望まない生徒たちは、高等学校での進学準備的学習で良い成績を上げることを強く望んではいない。また、そのような生徒は大学進学に積極的に価値を見出せない生徒とともに、進学準備的な授業に主体的に参加しようとしている。さらに、高校生人口の減少によって、大学への入学という点では今までより平易になり、大学進学希望者の一部は過度の競争や、多くの教科の履修

を望まなくなった。進学準備的な普通教育でのより高い成績をあげる競争はそれほどの意味をもたなくなっている。

生徒の保護者がすごした青年期とは大きくその意識が変化してきており、教師側からはその急激な変化に対する親の理解が求められ、親からは「私たちの時代とは違うからわからない、子どもに任せる」という言葉がかえされている。このような現状のなかで、自立を促しながら、青年の成長発達において主体的に学ぶことができる場を提供するためには、あらためて、一元的能力主義や競争という視点ではなく、どう生きてゆくのかを中心とした青年期の教育を必要としていることを、共通の認識にしなければならない。

地域社会の特徴としての連帯感は、現代では一般に希薄化しているが、青年期までの子育てを中心としての、親や教師、地域住民が連帯する可能性は残されている。これまでの地域と切り離された、青年期の学習を保障する場として新しい地域を作り出す1つの方法として、家庭の教育力、地域の教育力、学校の教育力を相互に補うような、学校づくり、学校経営など、父母や生徒代表が参加できる制度が、高等学校においても求められるのではないか。PTA組織の活性化や、親たちの情報ネットワークづくりを、学校が積極的に動くことで、青年が仲間と遊び、社会的に自立することを学習できる場として、地域を新しくつくることができるのではないか。

その場合、これまでの地域社会が学校を一方的に支えるというものではなく、学校を介する縁を核として親や教師、地域の人々が作り上げる集まりを中心にするものである。高等学校においては、通学区を1つの地域として、青年の自立を支援する教育を参加や連携のもと、それぞれの学校の、個々の発達にそくした教育を求めていけば、高等学校の拡大した通学区と地域の乖離の問題や序列階層化から生じる学校間格差に起因する、個々の学校の課題の相違は、それほど大きな問題にはならないはずである。

宮原のいう、「新しい地域は住民生活と権利を

守るための地縁的なつながりとして、地域大衆の連帯をつうじて作り出さなければならない。こうした新しい地域の範囲は広くもなり、狭くもなる動的なものとしてとらえる。1つの地域がそのうちにいくつかの地域を包みこむことによって立体的な力動性を持つ、重層的なものとなる。¹⁷⁾ を、一つの高等学校を介した父母やその家族、地域のつながりが、学校間格差や普通科、専門高校の校種を包みこむ、「新しい地域の範囲」に置きかえる事ができると考える。

さらに、宮原は「新しい地域を作り出していこうとする基本的な視点から、子どもの教育内容と方法を考えなおされなければならない」とし、高校教育においては、高校生が地域の大衆の生活現実としっかりとくんで、調査活動や参加型授業を中心にする方法をその可能性としてあげている。現在、その有効性が議論され「開かれた学校づくり」の一貫として、地域にとってよりよい将来像を探って行こうと研究テーマとして、地域の問題をとりあげ、学習活動を実践している高等学校もある。

第三節 高校教育の目的

戦後教育改革の理念として、中等教育の民主化と大衆化が課題とされた。その高校教育の目的に関する規定は学校教育法第41条にされている。

学校教育法第41条

「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的としている。」

学校教育法第41条について、佐々木享は新しい中等学校教育が実現を目指す理念を以下のように論述している。

1. 高校教育が、義務制で单一の中学校の教育に直接に接続するものであること。
(下から構築される学校であって、大学進学の予備過程ではないこと)
2. 高校教育は中卒者という青年期にふさわしい、心身の発達に応じて課されるべきである

こと

3. 高校教育は高等普通教育と専門教育とを併せて課すべきもの

さらに、「中学校における教育の基礎の上に」それぞれ「心身の発達に応じて」施されることを規定している。このことは、文部省の係官が、中・高等学校の目的規定に関する解説の中で、高校、中学が上級学校の準備課程でなく、それぞれ「下から」作られる学校であると強調している部分と関連付けている¹⁸⁾。中学校、高等学校がそれぞれ「下から」構築される学校であるとは、それぞれの時期の「心身の発達に応じて」教育を施す学校であると規定していることは戦後の教育改革によって、教育が、小学校・中学校・高等学校の全体を通して完成することを意味する、としている。このことは、旧制高等学校が選ばれたひとにぎりの人間だけが学ぶことのできる特権的な学校であったものから、あたらしく中学校からすすみうる「義務制でこそないが」希望するだれもが、男女の区別なく学ぶことができる学校が創設されたことを示す。

また、職業教育に関する学科と普通科を全く同格の課程としたことで、高校教育を国民としての基礎学力をつけることができる、ほとんどの国民の階級や階層によらない教育機関とすることができたことを意味する。

さらに、高校等学校において高等普通教育と専門教育を併せておこなうということは、子どもの進路選択にあたっては、中学校から高等学校を選択するのではなく高校に入って選ぶことができる教育の実現をも意味している。

第二章 戦後の高校教育制度

第一節 戦後高校教育の展開

1 開かれた「中等教育」としての戦後教育

学校の役割は、江戸時代においては人材の養成であり、人材登用策の手段として位置付けられてきた。明治に入り人材登用機構としての学校制度

が成立し、それを上りつめることは大きく2つの意味づけがなされた。ひとつは安定した社会地位を保証されるという側面ともう1つは体制のイデオロギーを強制され、理解を強要されたということである。この学校制度を上りつめようとする人口が大正期には急増し、大学がその入学資格、入学者選抜に関する規定をつくることとなる。この大正7年をスタートとして、中等教育を中心に受験戦争が出現し増長の発端となった。敗戦にともなう教育改革では、教育制度の单一化によって教育の機会均等が図られるとともに、日本人意識のなかでは生活の安定や生活上昇への熱望が満たされようと加熱された。「人格の完成をめざす」というひとをひとにする新しい教育目標（教育基本法第1条）に対して、6・3制による、新しい「開かれた」高校教育制度が期待された¹⁹⁾。それとともに、学校教育のあり方は現代青年の人生選択に対して、戦前とは比較にならぬほど大きな力を持ってきた。

天皇制絶対主義の廃棄と軍国主義の払拭、政治経済制度の民主化を目指す、戦後改革の重要な構成部分であった学制改革の一環として新しい「中等教育」の実現が目指された。

敗戦直後、1946年3月31日にアメリカ教育使節団が提出した報告書は戦後教育改革の重要な契機となった。この中で、小学校に続く、無月謝、義務制の3年制「下級中等学校」を設置するよう勧めたのに続けて、門戸を広く開き、1つの学校に多くの課程を包括する「上級中等学校」の設置を勧め、新しい「中等学校」の実現を促した。さらに、この教育改革に関する実際的な審議は教育刷新委員会の手によって精力的に進められ、学校体系を6・3・3・4制とすることが学制改革の基本方針の1つとして位置付けられた。

しかし、差別的に分断されたそれまでの青年期の教育を統一すべきだという要求は、戦前から存在していたものである。義務教育期限の9ヵ年への延長と初等教育に接続する単一の初級中学校の創設、それまでの中等教育と青年期教育の差別の分岐の撤廃などは、すでに1930年代の学制改革論

議のなかで深められていたことである。この時期に出された諸改革案の中には「総合制」の名称こそ用いてはいないが、1学校での学科の併置や、学校設置を可能とする条件の地域間格差に基づく総合中等学校を設置する構想がすでに存在していた。このように教育の機会均等を徹底する観点はアメリカ教育使節団が提出した報告書に一に影響を受けたものではなく、戦前すでに日本国内で求められていた。

1946年12月29日 教育刷新委員会 建議

1. 3年制の高等学校（仮称）を設ける。
但し、4年制、5年制のものを設けても差し支えないこと。
2. 右の高校には、全日制のものと定時制のものとがあること。
3. 右の高等学校は必ずしも男女共学でなくても良いこと。
4. 右の高等学校は、普通教育並びに専門教育を行うこと。
5. 男女18歳未満の者は1ヶ年一定時間の普通教育を受けるものとすること。

このうち第5項は学校教育法の条文には盛り込まれていない²⁰⁾。

教育刷新委員会から学制改革に関する建議が出されると、1947年3月の帝国議會には、教育基本法案、学校教育法案相次いで上程され、いずれも無修正で可決、成立し、新しい学制は1947年4月1日に発足した。1948年から49年にかけ、ほぼ全都道府県にわたって高等学校の統廃合が進み、通学区制が施行された。

1950年の高校進学率は42.5%であり、その内訳は男子48%、女子36.7%であった。最低の進学率を示した宮崎の29.5%とはその格差は大きく開いたが、その後の進学率の上昇とともに、男女格差、地域格差とも徐々に減少し、教育の機会均等が図られた。1952年までには大衆性と民主主義を求める新しい「中等教育」として戦後の民主的高校像が明らかにされた。

第2次大戦の中等教育改革の共通の国際的動向は、高等教育への進学準備と職業教育など、多岐にわかつて初等教育に続く課程を、1つの中等学校制度へと総合化して行くことにあった。日本が1940年代にいち早く、普通教育中心の共通カリキュラムで、能力、適正による分化をほとんど含まない、文字どおり单一の総合制の中学校を整備したその上に、「希望するものを全部収容するに足る」、制度的には単一の高等学校をおく中等教育制度は、極めて進歩的なものであった。

この高校教育は、戦前の普通教育、職業教育、男女によって分岐していた中等諸学校を、高等学校というただ1種の学校制度に統一し、普通教育だけでなく、職業準備教育もそこに含みこむ、そして選ばれたものだけを対象にするのではないという意味で「開かれた」制度であった。

しかし、実態としてはいくつかの限界も抱えていた。進学率が50%を超えるのはようやく1955年で、進学者は量的に限られていた。それにより、進学者の進路先も上層中間職以上が多数を占め、社会的には準エリート的な性格を脱しえなかつた。

さらにカリキュラムにおいても、専門学科で職業準備的内容が一定の位置を占めたとはいえ、普通教育部分の大衆化は不徹底であり、高等教育への伝統的な進学準備教育を求める科目構成が支配的であった。これは、高校発足時の高校教員の多くが、戦前の中等学校のイメージから抜けられなかったことと、生徒の側の量的実態面でも、それを抵抗なく受け入れた点を乾氏は指摘する²⁰⁾。そのため、幅広い職業教育と、伝統的な進学準備教育を超えた、幅広い普通教育とを備えた、真に総合制的で大衆的な質の高校教育は、未発達なまま60年代以降への課題として引き継がれる。

小学校区制がしかれながらも、学区が実質的な教育創造、学校運営の基盤となるところにはすすまなかつたのは、教員の意識や、進学者の意識が、戦前の人材養成機関としての位置付けを引き継いでしまったところにあり、地域コミュニティと高等学校の関係が構築できぬまま現在に至っている。

2 教育の機会均等と高校3原則

教育の機会均等の理念にそって中等教育を大衆化することを主眼とし、それまでの差別的な分岐を撤廃する為にとられた施策の中で、最も重視されたのは、通学区の設定であった。これは中等教育を大衆化するという観点から統廃合も含めて実施された。この趣旨を徹底させるために小学区制が取り入れられ、1952年には半数の都道府県がほぼ完全な小学区制を実施している。

この統廃合の過程を経た公立学校の大部分が男女共学を取り入れたが、教育水準の上の男女差別の撤廃と教育の機会均等の理念に対して、「新学校制度実施準備の案内1947年」にしめされた「必ずしも男女共学でなくてもよい。男子も女子も…地方の実情、なかんずく地方の教育的意見を尊重して…」という方針のもと男女共学の原則は実施されなかった県や私立中学校もあった。

戦前の青年期教育が、極めて複雑に分岐していたのに対し、新しい学制では小学校に続く義務制の中学校を単一の学校としただけではなく、これに続く高等学校をただ1種にした。また、普通科の教育と、職業科の教育とをともに、学校制度上の対等な中等学校として位置付けた。そのためには、青年期教育におけるそれまでの差別を実際的に解消する高校教育課程の構成原理として、教科、科目の区分、必修制と選択制の組み合わせ、単位制などが採用された。こうして絶対必修を中心として、共通課程を土台とし、選択制の部分での専門化を図った。1つの学校に多岐の課程を併設する総合制である。これにより、あたらしい高等学校においての、民主的理念の1つである単一の教育という統一性が保障され、中等教育における教育の機会均等の土台がつくられた。

小川利夫は高校3原則の意義について、高校教育の歴史的な変化、発展に関わるものとして3つの段階にわけ、説明している。第1に「自覚化の段階」が1950年代後半から1960年代前半に位置づいており、第2に「目的構造化の段階」が1960年代後半から1970年代前半である。さらに「三原則の吟味と再構成の段階」が第3段階として1970年

代から現在にいたるというものである。

第1の「自覚化の段階」は高校への全入制、および高校増設が主要な関心ごととなり、そうした見地から戦後の教育改革理念として、とくに6・3制度教育の理念として三原則が自覚されるようになった。

第2の「目的構造化の段階」では、高校教育の量的拡充は同時にその質的保障を、前提とするものでなければならないという見地から、3原則の原則はその総合制にあり、その実現のいわば方法的準則として、男女共学制、小学区制の問題が位置づけられるようになった。いわゆる三原則は、その目的内容にそくして構造化してとらえられるようになったが、これは高校教育の多様化政策の動きに対応したことである。

現在、第3の「三原則の吟味と再構成の段階」として、中教審答申をはじめとする戦後日本の6・3制教育、とくに、第2段階で生じた、高校進学率の全国的な急上昇の事態と中学校・高校教育制度の抜本的危機に対応して、再び三原則そのものの再吟味とその再構成が迫られている。1970年代に入ってからの文部省の高校教育課程の改訂方針は、事実上大半の者が高校へ進学をしている事態を前提とせざるを得ないとし、量的には明らかに準義務教育化されている高校教育の課程を、いかに質的に多様化によって弾力化していくかにあるとしている²²⁾。

高校三原則の歴史的理解は中学校の基礎の上に高校教育をどう位置付けるかという高校教育の目的に関わるものである。弾力化の名のもとに高校教育制度そのものの多様化が推し進められるとき、高校教育の基準そのものがあいまいになり、父母や生徒に教員にとって見えにくくなる危険と、中学からの接続の段階で進路が固定されてしまう危険性がある。教育の機会均等の役割をほぼ果たした、高校三原則そのものの再吟味とその再構成が迫られている今、地域や父母、生徒から、高校教育やその生徒が通う個々の高等学校が何を期待されているのかということと、何を果たして行くことができるのかを確認し合える制度がなければ、

れば、質的な弾力化が改革の意味をなすとはいえない。達成目標を明確化し、プログラムの樹立化を図ることで、学習指導上の目安を明確にし、父母、地域社会の要求に応えることができる。

第二節 人的能力開発政策

1 1960年代の教育政策

1960年代当初の労働条件をめぐる問題として、非第一次産業雇用者の大幅な不足と、機械化オートメーション化に対する技術労働、半熟練労働に対応できる若年労働力の需要の増大がある。技術革新にともない、労働力構成の質的転換がせまられたことで、企業の労務管理や経営秩序の再編も課題となった。

1955年から始まる高度経済成長期は、国家主導による経済成長政策の策定が活発化した時期である。1962年9月当時の内閣総理大臣池田勇人の諮問をうけ、1963年2月に提出された経済審議会答申「経済発展における人的能力開発の課題と対策」は、60年代における高校を中心とした中等教育の能力主義多様化政策の起点となり、60年代以降支配的になる「偏差値」競争的教育体制の出発点となった。この中で学校教育を含めて、社会全体がハイタレントを尊重する意識を持つようすることを緊急の政策課題としている。

経済審議会答申は、学校教育を増大する労働力需要をスムーズに満たすための強力な労働力供給機構と位置付け、そのために多様な労働力需要に見合った教育課程の多様化や「教育における能力主義の徹底」「ハイタレント・マンパワー」発見と育成など、その後の教育政策に大きな影響を及ぼした。それは、1963年6月、中央教育審議会に諮問され1966年10月に答申された「後期中等教育の拡充整備について」へと引き継がれた²³⁾。戦後の学制改革の機会均等に基づいた後期中等教育觀は、経済主義的な政策概念に転化され、教育においても能力主義を徹底することが求められた。その内容は、

- ① 普通高校と職業高校の比重の逆転
- ② 普通Aコース（就職コース）とBコース

(進学コース) の分化

- ③ 理数科の設置
- ④ 技能高校、産業高校の創設、产学提携
- ⑤ 学区拡大を伴う高校入試制度の改革と、生徒の能力、適正、希望などの多様な分化をはかる進路体制

というものである。

1960年以降の日本の後期中等教育は、マンパワー政策に基づく少数精銳主義的な「能力主義管理」によって、「管理」され「多様化」された。これは「教育の経済的価値」の着目に基づく、「教育投資」論的見地に立つ、教育が経済成長に役立つという位置付けがされた事を示す²⁴⁾。

2 一元的能力主義の矛盾

国民の教育要求の増大に対するものとして強行された多様化政策は、その内容に矛盾をはらんでいた。

高校への進学率の全国的な急上昇とともに高校入試問題は、志願者が収容人員を超えた場合にやむをえない場合の選抜として行われていたものから、それだけの能力に見合う教育を保障するものにかわった。公立高校の通学区拡大が政策的にすすめられたこととあいまって、高校進学率の増大は、教育における社会的な階層、階級差によってより以上に差別化された。学校間格差もそれによって明確に位置付けられた。各学校は、教育内容、課程上の違いより、「レベル」の違いによって一元的に序列化された。

一般的常識的にできる子、できない子の問題は自然的な区別としての能力差や性質の差として論じられる。しかし、学力格差をできる、できないと区別するとき、「できる子・できない子」が、コース制やテストなど人的区別によって生じるという問題がある。さらに、そこにはほとんどの子どもの出身階層と、通う学校の格差や学力差が平行する事実が伴っている。このことは、高校進学率の増大によって、高校での教育を受けることが国民に広く開かれたとしても、教育における貧困差別の問題が解消されたわけではないことを示

す。国民の教育要求が増大したことによる教育熱の上昇は、この多様化政策の矛盾点として、できる子を生み出してきた。しかし「できる子」がいわゆる「わかる子」ではないという現実が突きつけられて來たことも事実である。

それにもかかわらず、日本では1970年代前半まで、高度経済成長期に形成された競争的な中等教育は大きな問題を抱えることなく継続した。この理由を乾氏は、60年代における国家の高校教育政策の影響もさることながら、大きくは高度経済成長下の日本社会の産業化の「企業社会的」な形態、いいかえれば産業労働力の社会的な要請と階層化・組織化をめぐる日本独自の形態によって作られた社会的な競争構造のせいであった。その最大の特徴は、ブルーカラー層を含む産業労働力の広い部分が一元的で能力主義的な社会的競争に置かれるようになったことであると分析する²⁵⁾。日本では中位水準の標準的労働者層として、民間大企業の正規技能職が、雇用と生活の安定した社会的に望ましい職業であるとみなされた。大企業の正規技能職は、職業的技能の養成を、入職後、労務管理と一体化した企業内教育で行うことが一般化した。高校からの一括採用者に対して求めたのは、入社後の訓練可能性としての一般的な能力と態度であった。学校が個別に企業から直接求人を受け付け推薦するという、学校斡旋による一括採用は、学校内の成績や生活態度ではかるという競争化を促しただけでなく、個々の学校の伝統や偏差値による求人の質と量の格差も生じさせた。普通科就職者が進学準備的な普通教科を競争的に学ぶことが、卒業時の有利な就職を約束し、高校在学に労働市場的価値を見出していたといえる。

このような日本の中等教育では、その矛盾が自覚されることなく、60年代後半から欧米先進諸国で父母・生徒や地域コミュニティ代表などの学校運営への参加がひろがるのに反して、各国のような、父母・生徒の学校参加は現実的課題にはならなかった。

第三節 戦後の青年期と高校教育

1 高校生の労働市場の不安定化

高卒者の求人倍率は労働省の数字によると1999年9月末現在で0.85倍であった。これは前年比0.35ポイントの減少であった。最終的には50年代半ば以来の、40年ぶりに1倍を割る事態が懸念された。90年代以降、日本の若者たちの「学校から雇用へ」の移行は、不安定就労と失業という困難を蓄積させつつ急速に変化している。

こうした変化は、直接的には「バブル」崩壊後の90年代前半から始まったものだが、それは50年代末の高度経済成長期開始以来40年近く定着してきた若者たちの「子どもから大人へ」の移行の枠組み、いわば「戦後の青年期」の枠組みを根本から解体しつつある。この日本の青年を取り巻く状況を、80年代以降、経済危機と福祉国家の解体や社会主義の崩壊の中で若年労働市場の急速な縮小と不安定化を経験したヨーロッパと共に課題²⁶として、乾氏は戦後の青年期の解体として取り上げている。

全ヨーロッパ規模で、90年代以降にもたれた大規模な共同研究プロジェクトや研究集会において明らかにされてきたのは、共通の指摘として「学校から雇用へ」「両親への依存から独立した世帯形成へ」という「子どもから大人へ」の移行過程の長期化と複雑化である。70年代までのそれらは、階級的な違いはあるとしても基本的には社会的に標準化され、一方向であった。だが今日、「学校から雇用へ」をめぐっては就学期間の延長とともに、フルタイムの就学と職業訓練、一時的な就業、失業の間を行きつ戻りつする状態が広がっている。また、家族関係でも独立と依存との間を行き来する若者たちが増加しているという²⁷。

それと同様に、現在の日本の状況は、企業の新規採用の減少とパートタイマーの採用が増加したことで、新規学卒就職という戦後日本的な枠組みは企業社会内部から崩れている。

高度経済成長期移行の青年期、とりわけ「学校から雇用へ」の移行を大きく枠づけたのは新規学

卒就職の慣行であった。「学校紹介による就職」は60年代後半からは、日本の若者たちの「学校から雇用へ」の標準的なルートであった。しかし現在、総務庁「労働力特別調査」が示しているように、若年層の完全失業率は19歳以下で98年平均10.6%と若年労働市場の不安定化は否めない。「学校基本調査」でも卒業者に占める就職者の割合は急速に低下し、代わって無業者の割合が急増している。高卒の場合、90年に34%だった就職者は99年には20%を割り、逆に無業者は5%から9%に増加している。

この変化は、子どもが生まれ育った地域で職業を得て、地域で生きていくという人生のイメージをほとんど描けなくなっているという生活感情の変化だけでなく、たとえ、育った土地を飛び出してもどう生きていくかがわかりづらい社会的状況に、青年期を過ごすことを強いられることを示す。

2 青年期の新たな様相

新規学卒就職のシステムの崩壊は、雇用と労働をめぐる問題に留まらず、「子どもから大人へ」の移行過程の変容にもつながる。

戦後の高校進学率の上昇とともに、青年期の就学期間が延長され、学校紹介を必ず経る新規学卒採用と重なって、「学校」と「雇用」が明確に峻別されながらも、直結するという「子どもから大人へ」の移行の枠組みが存在していた。この枠組みは「生徒・学生」を親の保護に置かれる存在と位置付け、「社会人」を親から独立した存在と位置付けていた。大都市以外の青年にとっては、就職は生まれ育った地域を離れることを意味した。卒業し就職しても直ちに社会的に自立できたとは言えないにしても、企業の生活指導的労務管理が若者たちを、保護し管理したという共同体的役割が存在していた。

しかし、学校と家庭、企業の連続性が失われ、進路選択や職業選択の決定が不安定な状況では、高校中退者やフリーター、引きこもりなど、現実的な問題が浮上してきている。若者が若者にふさわしく社会に参加をすることが求められる今、そ

の実態を捉え、明らかにしなければ、「子どもから大人へ」の接続点にある高等学校が果たすべき役割は見失われて行く。そのためには、それぞれの地域の社会的実情に則した視点に立つ、情報収集が必要である。

そのためには、高等学校において、父母から投げかけられる「もう大人なので子どもに任せてあります」、「学校にお任せします」という言葉の意味を、ここで吟味し、学校と家庭の関係、子どもの自立の困難性を、同じ土俵で再検討できる環境が必要であると考える。

この章でおさえてきたように、戦後の民主主義的大衆化が未発達なままで高等学校が位置づき、いくつかの矛盾をかかえながらも、高等学校に在学することに労働市場的価値を見出してきた。しかしそれが崩れた今、学校や教師、父母、それを取り巻く地域からの積極的な対応が無いままでは、青年期の進路選択や職業選択をめぐる不安は軽減されない。

日本全体の課題ではあっても、雇用と労働の関係はその土地の独自性も大きくはらんでいる。高等学校の場合、すでに出来あがってしまった学校間格差によって、個々の状況を異にする場合が多い。その地域の子ども、青年に一番近い、個々の学校の教育実践において、新たな青年期の様相にふさわしい教育実践を求めることが、直面する課題への応急的処置となるのではないか。その学校の子どもと地域の実態にあった、柔軟な教育経営が求められる。その実現のためには、その学校に通学する子どもの父母や、その学校に期待する地域の位置付けが現在よりも明確にされなければならない。

第三章 教育の地域性

第一節 北海道羽幌高校「地域との連携による教育」

1 羽幌高等学校調査研究の動機

8月に北海道の留萌管内羽幌高等学校で、地域

との連携を密にした教育活動が続けられていることを知った。このとき既に、宗谷地域教育調査として、10月中に宗谷管内の稚内高等学校を訪問することが決まっていた。そこで地域や父母と学校の共同の可能性やその具体的な方法について学習することが決定していた。そこで、日程的に多少の無理があり、予備調査もなかったが、地域との連携という点での実践例として学習することにした。訪問を依頼した教務部長の加藤先生は、訪問日の直前までつくば市に長期研修のため出張中であり、訪問時期が「ボランティアの集い」の実施日の1週間前ということで多大なご迷惑をおかけするにもかかわらず、丁寧にインタビューに答えていただいた。この調査は、教育経営学研究室、宗谷教育調査団で、私が所属する高校教育班の大久保園子さんと鈴木栄富君とともにおこなった。

この調査で得た、高校での実践についての情報は、地域や学校が抱える課題の違いはあれども、後日の稚内高等学校でのインタビューのさいに、高等学校においても地域や家庭と連携し、教育活動をおこなうことが求められているという事例として、1つのささえになったと感じている。日程の関係で今回の調査は羽幌高校側からの視点にとどまったため、連携という点では、その調査内容は充分であったとはいえないが、学校や教師側からの働きかけの1つの事例としてここにあげたい。

羽幌高校の地域との連携による活動とは、LHRの時間を利用して、独居老人宅のビニール張りや、特別養護老人ホーム訪問などを計画し実施するというものである。学年やクラスの枠組みをとりはらった班編成で、3年生がリーダーシップとっておこなう、学校全体の教育活動である。主催は羽幌高等学校であり、後援として、羽幌町、羽幌警察署、羽幌町交通安全推進協議会、羽幌町交通安全協会、羽幌町社会福祉協議会の5者が位置づいている。今回の調査で興味深いのは、この地域との連携による活動を契機に、今年から父母は地域への授業公開の期間が1週間が設けられ、父母や地域の声を積極的にとりいれる体制が始めたということである。羽幌高等学校では、こ

の「地域との連携による主体性を育てるボランティア活動」を「総合的な学習の時間」として位置づけ、継続する検討がされている。

2 羽幌町の概要

羽幌町はかつて炭坑の町として栄え、閉山から10数年間にその人口が20000人から9500人まで減少した漁村と農業の町である。調査に入った前日、10月21日の羽幌タイムスの記事に「まちづくりアンケート」の結果が示された。アンケートは、新羽幌町総合計画が来年に目標年度をむかえ、それに代わる新しい振興計画を策定するためにおこなわれたものである。

このなかで町民の7割以上が羽幌は住みやすいと答えているものの、多世代の定住化を促進することが課題にあげられている。アンケートは18歳以上の町民1500人を無作為に抽出しておこなわれ、1200人から回答が寄せられたものである。そのなかで「羽幌町のすみごごち」については「どちらかといえばすみよいが」52.9パーセント、「すみよい」が21.3パーセントで、74.2パーセントがすみごごちのよさを感じている。これは地域別にみると市街地の国道がとおる海岸沿いに偏る結果である。すみよさの理由に「すみなれた土地で愛着がある」の答えをあげた人が最多く、次いで「自然環境に恵まれている」となっている。一方すみにくい理由は「医療福祉の不安」「交通の便が悪い」「娯楽や余暇の場がない」「自分にあう職業が無い」というものである。羽幌町のイメージについて「漁業と農業の町」「自然や緑豊かな町」が多く選ばれた。反面「活気のある町」のイメージは低かった。羽幌の町づくりの方向として、「どの分野に力を入れるべきか」の問い合わせには、「産業の振興、雇用の場の拡大」が最多く、次いで「若者定住や人材育成対策の推進」「高齢者・障害者などの社会福祉の充実」「保健医療対策の推進」「公園や遊び場、憩いの場などの設置」があげられた。生涯学習活動を促進するための施設については、「利用施設の充実・設備の整備」がトップで、順に「指導者の確保」「公民館・体育

館などの各種講座・教室の充実」「情報提供の充実」である。羽幌町の将来像として、最も近い考えは「健康的で人間性豊か、保健・医療が充実した町」が最も多く、順に「人々が生き生きと働く産業が発展した町」「ゴミや公害がない、自然豊かな町」である。アンケートの結果のまとめによると、「羽幌町の発展のためには、豊富な自然を維持すると同時に、農林水産業を主体とした産業の振興や、自然・地域産業を生かした観光の振興、農林水産業の担い手の育成により、雇用の場の確保や人口の流出抑制、Uターンの促進を図り、若年層のみならず多世代の定住化を促すことが重要」としている。

このアンケート結果が示すとおり、羽幌町が抱える課題は、多くの過疎地域が抱える問題でもある。この少子、高齢化の波の中で、羽幌高等学校が直面する課題は、入学希望者の減少や、生徒の進路決定と自己実現をどこにもとめるかという問題である。

3 羽幌高等学校の沿革

羽幌高等学校は、昭和23年11月15日に北海道立留萌高等学校羽幌高校として設立され、今年で52年目をむかえる。その間、羽幌炭坑の閉山を機に、人口流失により昭和46年から8年の間に3間口（3クラス）の減少を経験した。昭和38年に全日制機械科が2間口設置されるが、それも昭和56年には閉校された。さらに平成2年には少子化と他学区への生徒の流出のために1間口減少し、現在の3学年までは1学年3間口の小規模校となつた。平成11年度に再び入学志願者が増加し、2学年から4間口である。3学年は男子56名、女子55名の111名、2学年は男子66名、女子58名の124名、1年生は男子79名、女子65名の144名であり、生徒総数は379名である。生徒の出身中学校は同町内の羽幌中学校が236名、国道に沿って並ぶ、苦前町の古丹別中学校、苦前中学校、と初山別町の初山別中学校の順に55名、36名、22名でほとんどを占める。羽幌高等学校の通学区内にある焼尻島、天売島の2つの離島からの入学は2名であ

る。生徒の通学方法は、自転車が153名、バスが142名、徒歩は78名である。町の海岸沿いを国道232号、通称オロロン街道がとおり、町の中心部にある高速バスのターミナルから札幌まで、約3時間30分で札幌に出ることができる立地にある。その国道を走るバスをつかい、通学できる苦前町と初山別町からの生徒がほとんどを占める小学区である。

平成11年度卒業生は126名のうち、進学者が85名、内訳は、4年生大学への進学は18名、短大12名、看護系進学4名、専門学校が51名である。就職者数は36名でこのうち民間への就職は28名、自営業2名、公務員6名である。このうち、留萌管外への民間への就職は3名で、就職者のほとんどは羽幌町内に残り、進学者はほとんど留萌管外へと出て行く傾向になる。就職できなかった子どもたちは専門学校に進み、地元に戻ってくることをねらう。専門学校の最初の希望は30人だが、結局51人ということになる。最後の最後まで就職でと言う子は表面上はアルバイトも含み、100%就職できている。これは羽幌高等学校の50年の伝統に負うところが大きい²⁸。

「生徒は札幌や旭川の有名私立に大学受験を目的として流出しています。以前はそのような移動が1割強あったのが、現在1割弱というところです。加えて、スポーツ推薦の受け口があり、授業料免除、入学金免除の特待生として流出に拍車をかけています。…間口の減少によって教員は減らされる。……クラス数を減らすことは学校の死活問題であるので、できるだけ減らしたくない。」²⁹

少子化の中、入学希望者の減少による定員確保の問題がここにあげられ、間口の減少につれ、教育活動が制約されるジレンマが感じられた。それだけ地域にとって魅力ある学校をつくるために、学校の努力が求められた背景があり、地域との学校の連携が1つの方法としてあったということである。

4 体験学習としての「ボランティアの集い」

もともと、羽幌高等学校では生徒会活動の一環として、常任委員会の個別の活動としてボランティア活動が平成4年まで行われていた。10人程度を中心になってボランティア活動や町内の清掃、災害募金に取り組んでいた。それは限定された生徒の活動であったが、平成5年度に、これを組織化し、全校生徒の体験学習にできないかというのが平成5年の時の発端であった。生徒が行っていた活動をとりいれたということである。その時点では、生徒の積極的な働きかけから始まったものではなく、教員主体の働きかけに始まった。この活動は清掃から老人介護まで、いくつかの選択肢の中で生徒がやりたいことを選択するという形をとっており、学年毎ではない、縦割りの班編成で3年生がリーダーシップを發揮してどう作って行くかを考えさせることを最大の目玉にしている。その後、平成8年と9年の2ヵ年に体験学習としての予算がつき、2年間の研究成果発表の後はそれに該当する予算を羽幌町が出している。主催は羽幌高等学校であり、後援として、羽幌町、羽幌警察署、羽幌町交通安全推進協議会、羽幌町交通安全協会、羽幌町社会福祉協議会の5者が位置づいている。生徒会から始まった活動であり、学校内は生徒指導部が中心となって日程を決め、そこに地域が協力する。

LHRの時間を利用して、学年やクラスの枠組みをとりはらった班編成で、独居老人宅のビニール張り、特別養護老人ホームでの吹奏楽の演奏や話し相手、国道でのセーフティコール、廃品回収、町内清掃を計画し実施する。LHRの2時間を事前準備の活動の選択と意義についての話し合いにさき、各班ごとの打ち合わせは1時間である。実施後のまとめにさらに2時間をさき、実践収録の編集までつなげてゆく。独居老人宅のビニールはりや、除雪を行う時期を考えると清掃も含めて、10月から11月初旬の時期に実施している。

この活動の実施に際して、羽幌町の社会福祉協議会は、どういう家庭でビニール張りが必要とされているのかを割り振り、高校独自では調査でき

ないところに協力する。学校のすぐ斜め前の特別養護老人ホーム「しあわせ荘」での活動は、どういう中身で可能であるのかを事前調査し、高校側と調整する。開始当初の活動は留萌管内、特に南の苫前町、羽幌町、初山別町を合わせた南北に長い校区にまたがる、オロロン街道の清掃だけであった。しかし国道の清掃ということで交通量が多く、安全や生徒の輸送体制（小中のスクールバスを利用しての）に無理が生じ、現在は羽幌町内の清掃を行っている。ごみ収集については、羽幌町のごみ収集トラックを利用し、役場を通じて廃品回収をするための広報活動がされる。

「学校でのボランティアは本当のボランティアではないとよく言われることであるが、体験学習という形で生徒が経験したことを契機にして、将来、社会人になったときにできる活動や考え方の下地になればと考えている。もともとの地域柄もあって、学校目標は「人間性を育てる教育」ということであり進学一辺倒でなく「どういう大人にそだてていけばいいのか」ということを主眼にしている。かなり大きな町からの協力を得て、この「ボランティアの集い」が実施できていると実感している。」³⁰⁾

活動の名称は「ボランティアの集い」であり、奉仕活動としてとらえられ、それは実施要綱や父母向けのパンフレットにうたわれている。確かに、全校の教育活動に組織化する以前は、小人数の希望する生徒の活動であった。しかし、全校を組織化し、教育活動に位置付けた時点で、生徒が自らすすみでの「奉仕活動」ではなくなつたといえる。ここでは、奉仕活動やボランティアの意味するものに対する議論をここに取り上げるのではない。この体験活動の発端が、地域で人間らしく、安心して生活してゆけるシステムの構築を生徒に主体的に考えさせ、地域にリーダーシップを發揮できる生徒の育成をねらったところにある。地域と学校の関係の回復は、この活動に対する評価によってその可能性が示される。

現在、3学年が3間口（クラス）であるのに対し、2学年と1学年は4間口である。この体験学習が始まって、6年後には、1間口が増設されることになる。全日制普通高校の役割の1つとしての進学実績も上がったということも事実としてある。これだけを評価をしてしまえば、地域と連携してつくるこの体験学習が、その学校の目玉商品となるだけにとどまる。その学校がかかげる教育目標と、地域がもとめる教育が矛盾するものであってはならないし、学校全体の教育課程をおして議論しながらつくりあげなければ、単なるイベントとして終ってしまう危険性がある。地域が求める、安心して生活してゆけるシステムを地域に構築するための人材を育てられる教育と密着していかなければ、地域に根ざした学校であるとはいえない。

5 生徒の実態把握と父母の参加

平成11年度には、4月のHR担任研修会と進路動向分析研修会の2回、11月の新学習指導要領に対応した授業の展開についてと、12月の「教育相談及び進路の記入方法について」の計4回の校内研修会がもたれている。

その研修のなかで、この体験学習を総合的な学習の時間にどう組み込むかが検討されている。新教育課程や新学習指導要領に基づく授業についての議論の場の中で、羽幌高等学校が、父母や地域にどう応えて行くかというようなことを、学校のなかで話し合い、職員の共通理解を深める機会は不足しているという現状があるという。教職員集団の意思統一が困難であることの理由として、間口が減少したことによって職員が減り、多くの仕事を抱える事になったこと、これまで教員のバイタリティによって回ってきた部分が期待できなくなったこと、職員が入れ替わって教職経験を積んだ者が減ったと同時に、体験学習を組織化した当初の職員がいなくなったことがあげられた。現在の平均年齢は32.3歳であり、初任者や20代の教員が約10人、30代前半を中心とした教員集団であることも、教員内の世代間の意思の疎通や、教育指

導上の技術的な面で懸念されている。このことは、生徒の実態把握やそれを活かした、教育活動に積極的に取り組む組織づくりを制限するものである。

この「地域と連携する」活動は、父母との連携は組織されず、生徒の保護者としての父母の参加の上に成り立つ活動ではない。羽幌町や町内住民との連携である。国道沿いに縦に長い学区があるので父母と学校との重要な接点は、地区別懇談会である。学校の状況の説明や、情報交換は頻繁に行われているが、PTA 総会への出席率は低く、個人面談のからむ機会でなければ、学校に父母が平日足を運ぶのは難しい状況である。今現在、生徒がどういう問題を抱えているのか、どのような教育活動がおこなわれているのかを、父母が学校に入ってきて見ることは限られている。その垣根を取り払いしたいという理由から、父母に対する授業公開が計画された。これまで中学校の教員や羽幌町の教育委員会を対象としてきた授業公開を、平成12年度には初めて、在学生の父母や、小学校や幼稚園児の保護者にも広げた。この1週間の間は、父母が自由に学校に入ることが出来、その時間帯は担任が中心になって相談に対応するという日程を計画し、その為の授業変更や時間調整がされる。

「地域の情報が不足していて、父母の観点が固定的。子と親の間に入って進路についての話をするとき、小学校中学校までの子どもを見てきた観点が固定的。本人の希望と親の間にはいって、何を言うんだといわれることがある。18年間この環境にいるので、1年生のとき特性をつかんで、親も生徒もならして行く、育てて行くことができた子のほうが上手く行く。3年になってからパンといわれてもどうにもならない。…頻繁に学校に足を運んでもらって担任やその他先生と顔を合わせ、話しておけば、どんなことでも耳を傾け、聞き入れる心の余裕が生まれるのではないか。そういう意味では、地域ぐるみで保護者に学校を開いていけば、担任が駆け

すり回らなくても余裕ができると思う。それが生徒に還元される、目指す教育活動につながる。学校を開くことが教育活動ではなくて、本来の教育活動をスムーズに進められると思う」³¹⁾。

12月に計画されたこの公開授業は、父母には学校に来たら担任と話したいという希望があることを前提に、1週間の長い時間をあて、時間割変更によって担任に空き時間を確保して父母に対応するというものである。この授業公開の目的は、学校の果たすべき役割についての意見を吸い上げるということと、高等学校本来の教育活動をスムーズに進めるためというところにある。そのためには、学校側から学校を開く働きかけを起こしたことになる。羽幌高等学校の父母の進学に対する意識は、函館など都市圏の進学校とは比較にならない。都市部の進学校から転任してきた教員が、親の姿勢に肩透かしをくらうという現実が今まであった。教師は頑張っても親にしたら迷惑、学力アップしても進学させる気はない対立する事態がおきてきた。父母と教師の、固定的な観点で意見が食い違うというのは、教員の外に送り出してやろうという思いと、父母の地域に留めようと言う気持ちの相違である。そのようなジレンマを解消するために、時間をかけて父母の要求と向かい合い、話し合う必要性があることを、学校側から父母や地域の小中学生の保護者に伝げかけたことになる。

通学区が大きく、全日制か定時制、普通科か職業科の違いがある上、学校間格差の問題を抱える高等学校では、ある地域の1つの学校で求められる教育方針が、他の学校の父母の要求とは一致するとは限らない。一人の生徒に対する進路指導が大きな成果をあげたとしても、それがそのまま地域の父母に求められるものであるとは限らない。すべての子どもの発達を保障するためには、学校教育を父母や地域に開き、それぞれの学校が中心となって地域自体の活性化につながるような議論がなされる、学校が創り出されるべきである。生徒会活動から体験学習に位置付けられ、平成5年

度にはじまった、「ボランティアの集い」は、羽幌町や通学区の父母からの評価をうけ、教職員はその教育的な意義を実感している。しかし、8年間継続する間のマニュアル化によるマンネリや、職員の交代による意識の変化による空洞化も危惧されている。この活動が今後、生徒自身が主体的に、奉仕活動または、取り組むべき福祉課題として作り上げ、さらには、父母や地域住人がその計画から参加できるものになれば、地域や父母の要求に応えつづけていける学校教育として発展するのではないか。

第二節 稚内高等学校における地域調査

1 問題意識と課題設定

名古屋大学教育学部教育経営学研究室では、宗谷教育調査団として1992年より北海道の宗谷管区の教育合意運動を背景とする、教育経営の事例を研究している。これまでその教育合意運動の生じた背景から、稚内南中学をはじめとする義務教育における教育経営の研究が続けられてきた。

4月から始まったゼミでは、各個人の学校教育の経験に基づく問題意識の発表にはじまり、稚内市南中学校の取り組みを学習してきた。その経過の中で、宗谷では地域との関わりの中で高等学校がどのようなシステムで公教育責任をはたしているのか、教育合意運動の背景が高等学校における教育経営にどのように接続しているのかを、調査課題として設定した。

2 調査方法

調査は10月23日から27日までの5日のうち、おもに教師に対する3日間のインタビューと、父母、教師との座談会を行った。事前の意識調査として教師に対して、宗谷の義務教育の取り組みに対する認識や生徒の実態についてアンケート調査を行い、座談会にそのアンケート結果を提示し、父母、教師の共通の議題とすることを図った。教員へのインタビューは、校長、教頭及び、進路指導部、教務部、庶務部、生徒指導部の各分掌部長を対象として、それぞれの立場からの回答を願っ

た。教師座談会は着任1年目から12年目までの、20代から50代の教員6名にお願いし、おもに稚内高校の生徒の状況について話合っていただいた。父母座談会には5名の参加がありその交渉は総務部長に一任でお願いしたことになる。それぞれ単独の座談会の後、父母と教師の合同座談会を設定し、それぞれの抱えている課題や生徒の現状に対する認識などを話し合う場とした。

地域教育調査では、高校教育班という新たな班が結成され、大久保園子さん、佃景子さん、森山雅子さん、鈴木栄富君の5名で調査を行った。このゼミで、私個人の問題意識だけでなく、学生の立場にたった、高等学校をみる視点を得られたことは、1年間の研修を通しての大きな支えと力になったと感じている。

第三節 宗谷の地域教育経営と高等学校への接続

1 校区や地域を母体とした学校教育

学校教育は、子どもの学習権、一般的人権を保障しうるものとして、地域や学校の実状および、児童、生徒の心身の発達段階と特性を十分考慮したものにならなければならない。

教育内容、教育活動にかかわる教育課程の編成は、その性質上、教育の専門家である教師が最終的には責任をもって決定していくべきであるが、その前提として、教師に子どもの生活する地域社会の状況把握と、自立しこのように役割を果たす人材を育てるかという見通しがなくてはならない。そのためには、その学校の子どもの実態の把握と父母や地域の教育要求の把握がもとめられるはずである。

この立場に立って、このような学校教育が確保できるかということが、主に、学校の教育課程を中心とする教育専門的事項の決定権の所在をめぐる事項として教育法学上議論されてきた。

兼子仁は、「現代国家が、子どもの学習権を積極的に保障するために、学校制度を制定するにあたっては、教育の専門的自立性と自主的責任制の条理を活かすべく、教師の教育の自由と各学校の

『教育自治』の保障を明確にするものでなければならない」³²⁾として、教師の教育権を「親の信託」というかたちで述べている。親・父母は「子どもの発達の包括的責任者」³³⁾として位置づけ、学校教育に対して積極的な「教育要求権」があるとしている。しかし、子どもの発達に直接に関わる教育課程を中心とする教育専門的事項に対しては判断を求める権利と解され、これに「決定的な介入をすることは越権である」³⁴⁾として教師の教育権との関わりで「教育要求権」の行使は制限されるものとしてとらえられる。

今橋は、この兼子説を、父母の教育要求権が教師の専門的判断を求める権利にとどまるものとして限界性があるものとし、父母の関与が制限されているとしている教育の専門的事項のほとんどは、「親の子に対する教育の自由」³⁵⁾「教育内容の選択の自由」³⁶⁾の及ぶ範囲であるとし、父母の学校教育に積極的に対応する権利を認めている。

したがって、教育課程編成の過程において、父母はその教育意志、要求を聴聞される権利があり、また教育課程の中身について説明を受ける権利があると解釈される。

2 地域教育経営

名古屋大学教育学部教育経営学研究室では、宗谷教育調査団として1992年より北海道の宗谷管区の教育合意運動を背景とする、教育経営の事例を研究している。

その『第2次宗谷教育地域教育調査報告書』の第1章地域教育経営の理論のなかで、学校における公教育経営の展望のひとつとして地域教育経営の原理が示され定義されている。

本来的には、校区を基盤とする地域社会を最小の基礎として、各学校が自律的に運営されるべきである。たとえば、教育課程が「各学校において」編成されることは、当然の教育条理として踏まえるべきであろう。しかし、学校が父母や住民、広くは地域社会と乖離する現状のもとで、法的拘束性の議論によって、学習指導要領による拘束や、それを基準とする教科書検定による教科書のみの

使用が認められる。教育課程の編成は、それを中心として、進学準備教育だけを意識した、単に各教科の時間数のこまわりだけに陥る場合さえある。子ども、青年の実態変化に応じた「自前」の教育課程が編成されているとは言えないし、そのことの問題すら自覚されているとは言いがたい。

子ども、青年の発達をめぐる問題状況、および学校の現状について徹底した問題状況の分析と、それに見合った教育計画の樹立がなされるかたちで、各学校に「自前」の教育課程が編成されることが可能にならなければならない。学校が社会に対して直接に公教育責任（accountability）を遂行できるような教育経営システムが求められる。

地域教育経営とは、教育関係者だけでなく父母や住民も学校の教育経営の主体として位置づけ、公教育を地域的に組織、運営する、校区（地域）を基盤とした教育経営をさしている。現行の公立学校（教育）制度とその理念を前提として、学校における日々の公教育提供の基礎単位を校区に設定し、公教育を地域に組織、運営すること換言すれば公教育の地域的管理を意味している。この場合「地域」とは主として校区を意味している。もちろん、公教育の提供が、完全に孤立して個別学校において達成されることは考えられない以上、より広域的な「地域」との関係や、或いはナショナルなレベルとの関わりを否定するものでもないが、従来「地域教育経営」の議論などに見られるように「地域」という言葉が、漠然とした範囲で使用してきたことに対して、敢えて公教育管理の基本単位を校区という地域に限定し「学校の民主的統制」の枠組みを設定することを定義するものである。ここで「地域」という言葉を冠しているのは、単に教育経営上、学校を取り巻く環境としての「地理的な地域」に着目しなければならない、との問題提起をしているのではない。子どもの成長発達の基盤としての地域（校区）の社会的・自然的条件が問題になるのは当然のことであって、もっとも重要な問題は、地域における教育経営の主体を問うことにある³⁷⁾。

高等学校が抱える広い校区（通学区）を学校を

取り巻く環境として捉えることは、実際には小中学校よりも多くの困難を含む。さらに、高校入試を経て生徒が入学し、大学への進学準備教育が行われることによって小中学校には無い、大きな学校間格差が存在する。そのために個々の高等学校と地域社会とのつながりが、小中学校で求められるかたちとは異なるものであっても、「親の子に対する教育の自由」³⁸⁾「教育内容の選択の自由」³⁹⁾は変わることなく、高等学校においても父母の学校教育に積極的に対応する権利は認められる。学校間格差の問題を抱えながらも個々の高等学校において、その教育課程編成の過程で、父母から教育意思、要求を聴聞し、教育課程の中身について説明できる関係が求められるはずである。

3 宗谷の地域性

北海道の最北端に位置する1市8町1村（人口約9万人1999年現在）が宗谷管区といわれる地域であり、東京都に匹敵する面積である。北海道の広大さを考慮し、14の行政区に分けられたうちの一つの地域である。

管内には、小学校74校、中学校35校、高等学校9校（道立8校、私立1校）、特殊教育諸学校1校（道立）からなり、そのうち16校を小中学校的併置校が占めている。また、全ての学校が僻地指定校である。小学校、中学校では複式学級を編成する小規模校が多いだけでなく、これから少子化の大きな影響は高等学校においても、クラス減（間口減）を課題として抱えている。

北海道本土から北西20kmには利尻島、礼文島が位置し、この離島も宗谷管区に含まれる。日本の最北に位置することから、自然環境が厳しく、年の平均気温は6.3℃、真冬は季節風が非常に強く、吹雪により交通機関が途絶えることもある。

地場産業は、オホーツク海、日本海を漁場とする漁業と観光が主である。これまで、厳しい気候による不漁や凶作、200海里問題など、安定した経済は望むことが困難な状況であり、過疎化現象が続き、少子高齢化の進行は学校教育においても、地域の問題としても大きな課題である。

こうした地域性は、地場産業の振興状況が直接子どもの問題へと広がっていくという社会構造を作り上げた。そのことにより、宗谷の人々の教育に対する熱意は高まり、「すべての父母と語り合おう」を合言葉に、民主的学校づくりが求められる地域ぐるみの教育運動がはじまった⁴⁰⁾。

4 宗谷の地域教育経営と稚内高等学校

（1）宗谷の教育合意運動と合意書の理念

宗谷の教育合意運動は1960年代から、北海道教職員組合宗谷支部（当時）が中心となり、様々な合意書を市町村教委と取り交わし、1978年の「学校づくりの合意書」成立にひとまず結実していると考えられる。

1963年から65年の宗谷管内は冷害、凶作、不漁から住民の生活が不安にさらされた。この時学校でもその影響がでて、子どもの様子に家庭の不安定な状況が現れ、教師たちが親と生活を語り、ともに生活改善のための要求を練り上げ、行動に立ちあがろうとした「全天北地区労農共闘会議」にはじまる、地域性に基づく教育熱は非常に熱い。一方、教師と校長会が僻地闘争に手を結び、1969年ころから発足した北海道教職員組合宗谷支部と宗谷管内校長会は、1974年には「宗谷校長会・北教組宗谷支部懇談会」を結成している。教職員は、教職員組合を中心として地域住民や校長会との一致した要求を達成するための様々な運動を提議しており、すでに教師と住民との間に相互理解があったといえる。しかし、この段階では、子どものことを中心に据えるといった姿勢や、それまでの運動に子どもが巻き込まれるといった考え方には十分に意識されているものではなく、教師の身分や待遇を確認した文書を取り交わすに留まっていた⁴¹⁾。

1973年にはじまる「主任」制反対運動で学校現場が混乱し、子どもが影響を受けることをきっかけに、学校を父母や子どもに直接責任を負えるような教育活動を行う場と言う意味の「学校づくり」について真剣に考え、討議する運動を展開した。教職員組合はこの「教育とくらしを守る運動」で、教職員の団結と地域の人たちの生活に対

する理解、宗谷の教育を良くしていくための運動のあり方を得た。1975年には、宗谷校長会、地教委連、宗谷公立学校教頭会、宗谷管内教育研究連絡協議会、北教組宗谷支部、宗谷管内複式教育研究連盟、宗谷教育局の7つの団体が集まる7懇が発足し、教育合意運動の経過でてる教育問題についての協議の場としての役割を果たした。

その後、中心的な役割を果たした北海道教職員組合宗谷支部が宗谷支部として北教組から独立し、あらたに北教組に宗谷支部（連合北教組）が出来たことで、7者懇は機能を停止し、教育行政による合意書の破棄をむかえる。1990年には北海道教育局と宗谷教組の間で「学校づくりの合意書と合意運動の区別」が発表され、合意書の内容をより明確化して捉えられた。その内容が「憲法と教育基本法の理念と原則にもとづ」き、「合意団体の主体性や自主性を前提にしたものである」ことを確認したことの意義は大きい。各教育委員会も合意運動と合意書の区別について見解を示すことで「合意書」破棄路線を見直し、さらに校長会が提唱した「見直し合意書（案）」を基本に各市町村レベルで合意が成立するに至った⁴²⁾。「見なおし合意書」は内容的には「学校づくり合意書」とほぼ同じであり、教育実践、あるいは教育行政と学校、教職員との関係を変更するものではない。

「学校づくりの合意書」では、学校教育の課題は「父母の期待」であり、それに応えるためには、「すべての教職員はもとより父母、教育行政、教育関係者が憲法と教育基本法の理念を基盤にそれぞれの責務を自覚し相互に協力することが重要」であると述べている。そして、自覚すべき「それぞれの責務」については「合意事項」の各項であげられている⁴³⁾。そのなかで、学校の責務と父母の教育参加について「学校教育は、国民自身の事業です。すべての父母は、子どもの発達に責任を持ち、教育全般に発言する権利と責任をもっています」と父母の責任を明記し、「学校は、父母と子どもに直接責任を負う見地で父母の教育要求をうけとめ、教育活動と学校運営に正しく反

映させると同時に、教師は専門的力量を高め、父母の負託と期待にこたえる努力をします。」として、父母が教育に関わる一方で、学校・教師はそれを受けとめ、教育要求を反映する責務を示している。

(2) 稚内高等学校の沿革

宗谷管内は第1学区から第4学区に分割される。その第1学区は稚内市と宗谷本線で南に連なる豊富町から成る。

旧制中学校として大正12年に設置された北海道庁立稚内中学校を前身とする北海道立稚内高等学校と、旧制女学校として設置された北海道稚内町立実科高等女学校を前身とする稚内女子高等学校が統合し、北海道稚内高等学校が昭和25年に設置された。男女共学、定時制併置の1学年6間口の18学級から始まったこの高校は、最大規模21学級を経て、昭和41年には全日制課程に衛生看護科を1学級設置し、あわせて現在は1学年5間口の15学級である。1年は男子74名、女子125名の計199名、2年は男子82名、女子114名の計196名、3年は男子70名、女子123名の計193名、生徒総数588名の中規模校である。

昭和59年に制定された全日制課程の学校教育目標は、「真理を求め、創造する知性を」「自立し、ともに社会を築く力を」「健やかな体、豊かな心を」を掲げている⁴⁴⁾。

卒業生の進路動向は、道内への進学者が7割を占め、道外への進学者が1割、就職は2割を占める。進学のうち4年制大学への進学は約半数を占める。

全日制課程の教職員の数は、校長、教頭、教諭45名、養護教諭、実習助手、事務職員の58名である。校務分掌は庶務部、教務部生徒指導部、進路指導部、図書視聴覚部、保健管理部、舍務部を組織⁴⁵⁾している。

この学区内には、稚内高等学校の他、稚内商業高校、豊富高校、私立稚内大谷高校を含む。道の推計によると、この学区では中卒者が今後7年間に、120人に減少し、このうち90人は稚内市内で

の減と見こまれている。稚内市では2クラス分に相当する。この減少に対して、道教委の「案」では2003年（平成15年）に1間口の削減、その後の4年間で1間口の削減が必要としている⁴⁶⁾。

(3) 小中学校での学校づくりと高等学校との接続

稚内高校の教員たちが、宗谷地区の小中学校段階で行われている学校づくりの取り組みをどのように認識し評価しているのか、高等学校では父母や地域との共同が生徒との関わりにおいてどの部分で求められるかを調査するため、教員にアンケート調査を実施した。回答は15名から得られ回答率は約37%と低い。

宗谷の学校づくりについての既知の具体例の自由記述では、「教育合意運動」や「地域・学校・家庭の連携」という大まかなとらえから、「学校行事への積極的参加」や「懇談会の開催」・「PTA活動」などといった具体的な回答などが得られた。

5段階評価での質問において、「全く知らない」との回答が4件とも30代教師に集中しており、稚内高等学校の運営組織を中心となる各分掌部長と同じ世代に理解されていない結果が得られた。宗谷の小中学校における取り組みが理解されず、稚内高校において引き継がれにくい事実を示している。学校づくり、青年や子どもの実態に則した小中学校と高等学校の連携があるとは言いがたい。宗谷の教育合意運動は、北教組宗谷支部と各市町村教委の働きが基盤となり、さらに宗谷全体の公立学校における合意へと発展していった。その過程の中で、明確な高等学校との関連は、1976年の北教組宗谷支部と道高教組稚内支部との「教育活動と学校運営の民主的発展を目指す合意書」にみられるだけである。

さらに、稚内高等学校の教職員の転勤周期は比較的短く、5年ほどで多くが流出する。宗谷の僻地性のために、平均年齢は30歳前後ある。全道を早い周期で移動する教員が宗谷に根ざした学校づくりを十分に理解し、小中学校の取り組みと連携できるとは言い難い。

稚内高等学校の教師へのアンケートは、宗谷の学校づくりにおける共同を十分に理解している、というものではない。

(4) 父母の教育参加

過去40年間の教育合意運動の背景には、父母と教師・学校の相互理解があり、現在の稚内高校の父母の世代はその歴史の中に育ってきている。また、ほとんどの生徒の父母は親として宗谷の小中学校の取り組みを経験している。個々の学校によって取り組みの温度差はあっても、1990年には学校づくりの合意書と合意運動の区別がされ、合意書の内容をより明確化して再び捉え直されている。父母の教育参加について「学校教育は、国民自身の事業です。すべての父母は、子どもの発達に責任を持ち、教育全般に発言する権利と責任をもっています」の合意書に基づく学校経営を経験してきている。

これに対し、父母座談会で出てきた父母からの稚内高校に対する声は、「高校にお任せしています」「高校生になったら子どもに任せてあります」「聞いても判らないし、話をあまりしない」「高校は昔から何か問題があったら、先生に呼ばれてくるところ」「中学校で十分」という教育参加に消極的なものがほとんどである。

これらの声は、学校での我が子の実態を十分に理解しており、子どもの自立心や学校・教師の教育経営に十分安心して任せておけると言うものはない。ある母親は「学校の授業参観に来てみたら、ドアと窓がぴったり閉まっていて、廊下がしーんと静まり返っていた。仕方がないから子どものクラスではない体育の授業を見て帰った。2度と来たくないと思った。高校って敷居が高いんですね」と証言した。また、高校生になって自立したはずの子どもたちは、現実には将来展望を築くことができず、なかなか進路を決められないという課題を教師が抱えている。家では我が娘が良い子であると信じていたある父親は、突然娘が「学校を辞めたい」と言い出した事に驚き、勇気を出して学校に足を運び、初めて教員の指導と行き違い

があったことを知った。

学校で見せる顔、家庭で見せる顔、地域社会で見せる顔はそれぞれ違っており、子どもの実態を正確に把握するために、学校・家庭・地域それぞれの連携を密に各方面から子どもをどう育していくかを考えることが求められている。

(5) 稚内高等学校の地域に果たす役割と教育課程の編成

その学校の教育課程の編成においては、第一に子どもの実態把握から始めなければならない。そのことによって問題の所在を共通に捉え、教育課題と教育目標を共有し、実践の方針・目当てが明らかになる⁴⁷⁾のである。

稚内高等学校において生徒の学力問題と生活面にかかる実態把握の取り組みは、主に校内研修委員会や学年教科部会で意見交換することにより行われる⁴⁸⁾。

今回の調査で行ったインタビューでは、こうした機会を経て教師は生徒を「幼くなってきている（＝自立できていない）」⁴⁹⁾、「高校に入ると安心する」⁵⁰⁾「高校にはいると目標を下げてしまう」⁵¹⁾と捉えている。教師達は生徒が「高校にはいると目標を下げてしまう」ことに関して、「稚内高校に入ることを目的としており、入ったことによる自己満足のため」⁵²⁾というものが共通の認識である。これに対し、なぜそのような結果になるのか、どのような指導を必要としているかの議論は、校内研修や学年教科会議で十分にはされていない。

旧制中学校を前進とし創立80周年を迎える、稚内高等学校の地域に果たす役割は、「管内の中心校として、地域の担い手を育成することを期待されている」⁵³⁾と多くの教員に認識されている。同窓会の進学結果に対する意識も高い。教師座談会で中心になった話題は進学校としての教科教育についてである。

これに対し、ほとんどの教員は、生徒の覇気の無さや自立の遅れという変化を訴えており、全日制課程の学校教育目標である、「真理を求め、創造する知性を」「自立し、ともに社会を築く力を」

「健やかな体、豊かな心を」のうち、「現在もっとも重視すべきなのは、第1の『真理を求め、創造する知性を』から『健やかな体、豊かな心を』に変わってきていている」⁵⁴⁾と地域のエリート校であるという認識との矛盾を指摘する声もある。

父母座談会の出席者の認識は教師とは異なっていた。現実に、高校受験段階で数パーセントの上位層の子ども達が管外へ流出している⁵⁵⁾という現象が起き、進学させたい家庭は、札幌や旭川の学校に入学させる⁵⁶⁾と考えている。「進学校とは考えたこともない、子どもに進学を望むのなら稚内の高校には通わせない」⁵⁷⁾のである。進学校として進学準備教育を行うことよりも、むしろ、高校には「友達関係を大切にする」ことや「自己実現できる力を養う」といった“自立する力の育成”を求めていた。

この、学校・教師と父母の間の意識のズレは、生徒の実態を把握した、教育課程の編成が行われないことを示す。事実を受け止め、なぜそうなのか、その問題に対して高校はどうするべきなのかということを、父母の教育要求と照らし合わせて考えない限り、子ども達は変わらない。

稚内高等学校が果たすべき役割についての教師の認識と、従来の教育方針、保護者の教育要求のずれ違いを解消しなければ、公教育の責任を果たすとはいえない。そのためには教師と保護者の間での情報交換が必要である。

5 地域教育経営の到達点と構造

(1) 高等学校が果たすべき役割

学校教育は、子どもの学習権、一般的人権を保障しうるものとして、地域や学校の実態および、児童、生徒の心身の発達段階と特性を十分考慮したものにならなければならない。

学校教育法は中学校、高等学校の「教育の目標」として進路指導の問題を位置付けている。このなかで中学校の「教育の目標」は、第36条の第2項で「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」としているの

に対し、高校教育については、第42条の2項で「社会において果たさなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ」と規定している。このことは、高等学校における進路を決定させる指導が、生活指導、教科指導と並列するものではなく、全教育活動を通じて行われるべきことを示す。さらに、高等学校ではより個々の生徒の進路決定に応じる、現実的な対応がもとめられることを示す。

高等学校においては、その意味で、教科教育だけでなく、子どもの生活する地域社会の状況把握と、自立しどのような役割をその地域社会で果たす人材を育てるかという見通しが教師になくてはならない。そこから完全に巣立ち、よその地域に自立の場を求める決定をさせたとしても、そこまでの過程で、その子ども自身の生活基盤にたいして理解をしていなければ、その生徒の現実にみあわない。

高校教育においても、教育内容、教育活動にかかる教育課程の編成は、その性質上、教育の専門家である教師が最終的には責任をもって決定していくべきであるが、その前提として、子どもの学習権、一般的人権を保障しうるものとして、地域の実状およびその学校が地域に果たすべき役割、児童、生徒の心身の発達段階と特性を十分考慮しなければならないはずである。

そのためには、それぞれの高校で子どもに対する実態の把握と分析と、父母や地域の教育要求についての把握がもとめられる。

(2) 高等学校の地域からの隔離

高校は戦前、大学進学を前提としたエリート育成の場であった。戦後初期の教育改革で高校は大衆化を目指したが、戦前の役割を捨てきれないまま、高度経済成長期に量的な大衆化を実現した。しかし、伝統的な進学準備的教育は続き、学校間の序列化と、個人間の競争を促した。序列化は進学競争へと受け継がれ、今なお多くの高校が教科教育主義による進学準備教育を行っている。高校教育はこのような歴史的背景をもとに、教科教育

主義による進学準備教育を受けてきた世代の教師や親が、子ども、青年の変化に直面している。

一般に、義務教育ではない高校教育は、選抜によって学力面等で均質、均等な生徒を広い校区(通学区)から集める。そのために、小中学校で築かれた父母集団は解体され、均質、均等という小、中学校とは異なるルールが生み出される。裏返すと地域社会から隔離している高校は、地域住民や父母の声が届きにくい環境ともなっている。

地域から切り離され、閉ざされてきた高校は、その学校が地域に果たすべき役割を見失うばかりでなく、均質、均等の枠からの異端を簡単に排除する危険性さえ含む。

宗谷の共同による学校づくりを経験したの父母の集団は、子どもの高校への進学によって、その構造が解体されている。

(3) 地域教育経営の高等学校における展望

小学校中学校で行なわれてきた共同が、高等学校でほとんどよく知られず、高等学校において生徒の実態を父母と学校が共有することが求められてこなかったのは、宗谷における「地域教育経営」の形成初期からの課題があるのではないだろうか。

つまり、教職員にしても教育行政にしても、国民のため、国のため、子どもたちのためによりよい教育を実現することを切望している点では同じであるという考えに基づき、教育の改善を教職員組合、教育行政、教職員、父母・住民、その他すべての教育関係者が協力して実現するという方向性を持った活動として展開されてこなかったのではないだろうか⁵⁰。という指摘のとおり、小中学校の父母は、高等学校の校区の地域住民として位置付き、そこで行なわれる教育も宗谷の「地域教育経営」の到達点として、子どもから青年期までの子育て、つまり高等学校での教育を含むものとして位置づけてこなったことが、問われる必要があるのではないか。

父母座談会での、「高校に行くときは、何か問題があったときだと認識してきた」「敷居がたかくて足を運びづらい」「高校生になったら大人だ

から本人に任せる」というこれらの言葉は、「自分の子どもの実態を高校と共有したくない」というものではない。これまでの、高校がおかれてきた地域に対する隔絶と、過去の父母自身の高校での体験によって出てくる言葉である。

生徒の仲間同士のつながりが希薄になり、自己決定、自立が遅れるという現象があるのなら、それ以前の親や教師が経験した時代にはない、高等学校のあり方が模索される必要があるのではないか。

高校生の父母集団のとしてのあらたな立場で、今高校でなにがやれていないのか、何が必要であるのか、という学校運営、教育活動の具体的な部分について、その現状と問題点をお互い共有しているのかいないのかという問い合わせの場も保障されるべきである。

そのためには、宗谷の地域教育経営での、小中学校と地域・父母の共同が何を到達点として取り組まれたのか、をあらためて問い合わせし、その父母が義務教育で経験した共同を基盤とした、高校の父母集団と高等学校地域の共同が形成される保障がなければならない。

地域教育経営とは、教育関係者だけでなく父母や住民も学校の教育経営の主体として位置づけ、公教育を地域的に組織、運営する、校区（地域）を基盤とした教育経営をさしている。現行の公立学校（教育）制度とその理念を前提として、学校における日々の公教育提供の基礎単位を校区に設定し、公教育を地域に組織、運営すること換言すれば公教育の地域的管理を意味している。この場合「地域」とは主として校区を意味している⁵⁹。高校の場合、この校区（通学区）は小学校、中学校に比較し広域である。学校と父母の関わりにおいても、距離的な制限が加わり、その関係が疎遠になりがちでもある。「学校になかなか来てくれない」「PTA総会への出席率はクラス当たり数人」という教職員の声もそれを明らかにしている。しかし、高校の校区（通学区）には小・中学校の校区が包括されている。そのレベルでの「地域教育経営」の到達点が小・中学校の取り組みまでで切

断しない、青年期の発達までを意識したものであるのなら、これまでの小中学校での共同が、高等学校で行なわれる学校教育にも活きる可能性は残されている。

この場合、高校と中学校という学校間の連携に留まるのではなく、教職員が中学校区単位で活動する「子育て連絡会協議会」や、地区住民の集まりなどに参加し、宗谷の既存のシステムと生徒の実態についての情報を共有することに、物理的な校区の距離によって制限される部分を補完できる方法があるのではないか。このことは「みかぐら」⁶⁰で地域の子どもの縦のつながりに、自己の存在意義を見出している高校生の声からも推測できる。

「高校の敷居は高い」ままでは、地域の実状およびその学校が地域に果たすべき役割、児童、生徒の心身の発達段階と特性を十分考慮した教育が保障できるとは言えない。

結章

高等学校の教員として、生徒の進路決定の場に関わりはじめてから、3度目の卒業生を送り出した。商業高校をふりだしに2回の転勤を経て、生徒の学力や進路要求の異なる高校に勤めしたことになる。14年の間に感じてきたのは、自分の進路の方向性を決める力が弱い生徒が多くなってきたということである。

現在、地域の進学校といわれる高等学校に在籍するものの、進路面談では勉強の仕方がわからないと訴えるまじめな生徒が多くなっただけでなく、今やっている勉強が一体なんの役に立つのかと、学習に達成感を得られない生徒も増えていると感じている。

一時期、子どもたちが勉強に追われ、ゆとりがないと一般的に見られたときがあった。ところが、継続的に行っている進学校での学習時間調査では確実に家庭での学習時間は減少しているし、学力や学習に対する姿勢の2極化現象は日本の高校生全体に現れ、学校崩壊、学級崩壊、不登校、

校内暴力などの現象が次々と発生している。学校間格差の問題に加え、二極化現象の2つのピークの狭間に重なる、学力層の厚い高等学校での進路指導は多様性を要求され、生徒個々の実態に応じた教育を行う努力が求められていると感じている。

一方、保護者面談での父母からは、「進路のことは子どもに任せています」、「子どものやりたいようにさせたいと思います」と、やりたい事が見つからないという、現実の子どもの不安や苦悩により沿わないかのような言葉を受け取ってきた。この研修中に調査に入った北海道宗谷管区の稚内高校においても父母座談会において寄せられた言葉である。しかし、その背景には、過去の社会的な影響やそれに伴う制度改革、個々の要求と高校教育に何を求めるかが不分明化している現象などがある、実際には自分の子どもの発達に無関心でいることや、学校教育に関わることの放棄を父母が望んでいるわけではないと考える。

学校においても、授業参観やPTA総会への出席率が極端に低いこととその理由を、学校で真剣に議論してきた経験はあまり無い。進学校の名にあぐらをかいて来た教員は「そんな手厚い指導は我が校の生徒には必要ない」と、容赦無く小テストを繰り返し、それによって失敗を重ねた生徒は落ちこぼれて来たという現実を振り返る必要があると考える。現在、「開かれた学校」づくりの一環として、高等学校においても、地域との連携を考え、公開授業の場が設けられるなか、そこに父母や生徒、地域の学校教育に対する声が現実的に反映されているか、生徒の実態に応じた教育活動が行われているかが問われようとしている。

競争を軸とした教育では教員も父母との個々の生徒の実態の把握を切実な問題とせずに、授業を開催してきたが、現在、高等学校の教員のなかから、生徒の現状、実態の把握のためには、父母や地域との情報の共有が必要ではないかとの問い合わせも出始めている。

自分の子どもや、生徒の不安の背景に、進路選択や職業選択をめぐる問題があるということを、

学校、地域、家庭の大人が一緒に考え、支えていく必要がある。生徒の進路・職業選択の援助を、地域、家庭と学校でいかにして担うかということの議論の場が保障されてはじめて、学校現場での個々の教員の努力が報いられると考える。地域に閉ざし孤高を守るかのようにしてある高校は、地域住民や父母の声が届かない。学校や教師、父母、それを取り巻く地域からの積極的な対応が無いままでは、将来の自分と社会についての不安を感じている青年期に的確な、人生選択の援助は出来ない。

戦後、めざされた高校教育は、大衆化、民主化をその理念としており、国民の誰もが身につけるべき教養を教育することを課題として、そのような教育を施す学校が大学への階梯として位置付けられ^①ていた。その意味では、小中だけが誰でも受けるべき教育であり、高等学校は普通科中心の大学入試準備教育であるという、小中高の接続の捉え方は不充分である。さらに、学校運営への、教職員、父母、生徒の参加についての考え方、戦後当初の文部省の著作物にも示されている。1950年3月の『中学校・高等学校管理の手引き』は、校長は学校を民主的に運営すべきであり、「民主的管理には、生徒、職員、父兄の意見と人格を尊重し、同時にこれらの人々を学校施策の討議に参加する機会を多く持たせる必要がある」と述べている^②。戦後当初の文部省の考え方、民主的な学校は、教職員、さらに生徒、父母、住民の学校管理運営への参加が当然であるとするものであった^③。

現実の問題として、現在の高等学校において、父母や地域住民の参加を法的に制度化することは、多くの地域にとって非現実的であろう。しかし、多くの主導的立場の教員や高校生の父母の世代は、競争的な高校教育を経験し、学校間格差や受験競争を当然のこととして受け入れてきて、戦後当初の新制高等学校が目指した理念を省みる機会を与えられていないという事実がある。父母や、地域住人、高校教員がそれを認識し、あらためて、戦後の高校教育制度の功罪を振り返ること

が必要であると考える。

新たな時代に見合った民主的な学校づくりとは、父母と地域住民、生徒の学校管理運営への参加を必要としている。そのためにも、様々な学校での実践を積み上げることで形成される、慣習法的内部規範である規則が一つの可能性として残されている⁶⁴⁾。

補章 学校選択の自由化をどう考えるか

第一節 岐阜県穂積町、各務原市における調査

教育行政学演習の地域教育調査として、10月17、18日に、岐阜県穂積町の教育委員会と小中学校、各務原市の稲葉中学校を訪問した。二つの行政区では学校選択制を導入しており、実施に伴う、学校の特色づくりや、諸問題についての質疑を行い、学生とともに学習を深める事ができた。

穂積町教育委員会では教育長から、「穂積の教育改革大綱」が説明され、その教育改革のなかの、学校選択制の位置付けと取り組みの詳細が説明された。小学校4校と中学校2校すでに学校選択制が取り入れられており、平成12年度より通学区域の弾力的運用が始まっている。中学校区の自由化は全国に先駆けて穂積町で導入された。検討の過程では、選択校への就学希望申出提出期限の2ヶ月前に保護者に対するアンケートが行われながらこの制度が導入されている。

それらの検討の経過を、教育長から説明を受けた後、穂積小学校、穂積中学校を訪問し、選択の動向や個々の学校の特色づくり、その具体的な課題などについての説明を受けた。

各務原市では、試行的に小学校3校と中学校2校において12年度より通学区域の弾力化とそれに伴う学校選択制が始まった。この1年間の結果を検討材料として、13年度には全市に弾力化を広げることが決定されたということである。

第二節 穂積町の取り組み

1 穂積町立穂積小学校

穂積町は生涯学習の町として以前から取り組まれ、青少年の育成にかかる町民会議として約80名の町民代表から教育推進委員会が組織されている。穂積町の教育改革大綱は、地方分権、規制緩和の教育改革の流れをくみ、穂積町がやれることを研究しながら作成された。新しい意味での学校の伝統づくりということで、各学校には校長裁量の100万円の予算がつけられ、特色づくりにあてられる。

穂積町の小学校は4校である。それぞれが「心の教育・福祉」「理科教育振興」「英語教育（文部省指定）」「勤労生産・収穫」を特色とした教育活動に取り組んでいる。

穂積小学校は820名の生徒数で4校中の最大規模校である。「心の教育・福祉」を特色とし、地域とのつながりや福祉の心を育てる為に「アシサイ活動」が企画、運営されている。この活動の中で、地域の老人クラブとの関わりやデイサービスセンター訪問などが行われる。制度の導入前から取り組んできたこれらの教育活動に、制度の導入によって変化は見られないということである。移動した児童は1名で、母親が穂積小学校を出身することと、地区の境界に居住することが理由である。

2 穂積中学校

穂積中学校は生徒数629名、学級数19の郡内でも最大の中学校である。「福祉」に力を入れる教育を特色とする穂積北中に対して、「教科指導」を特色の目玉としている。この制度を利用した生徒は導入の初年度である今年、1名であった。その理由は、小学校からのサッカーチームの友達が多く通うことであった。学校の教育目標や特色を選んでのことではないと教務部長からの説明があった。

学校では学校づくりの中で、特色は作り上げられるとの認識の下、町の学校として、町の子ども

を育てるということをモットーとしているということである。穂積北中の特色と張り合うと言う意識はなく、進学1本の輪切り化現象は危惧していない。いじめ、部活動、不登校など、子ども自身の切実な問題が、今後も移動の多くを占めるであろうと学校側は推定している。また、この制度の導入による学校内の変化は感じられてはおらず、子どもの事を考えての制度であるとの受け止め方が大きい。

導入前に現場で懸念された課題の一つは、手続きなど事務処理の煩雑化であったが、結果が1人の移動ということで問題は無かったとしている。

この導入によって、学校行事のなかの地域活動の位置付けをどうするかという点と災害訓練など地区割り、子ども自身の子ども会などの地域との関わりが課題として残っているということである。

第三節 学校の特色づくりと個性化

1 特色のある学校論

現在の教育改革の基となる視点の1つに、『個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度の実現』がうたわれている。教育システム全般にわたって、これまでの行き過ぎた平等主義や画一性を是正し、子どもたち一人一人の個性、能力を尊重した教育へと転換を図るというものである。こうした観点から、教育内容における選択幅の拡大と併せ、中高一貫教育の推進など学校制度の複線化や大学の入学年齢、編入学制度の弾力化などにより、子どもたちが個性に応じて多様な選択ができ、やり直しのきく学校制度を実現することを改革の目的としている。

それと同時に、『現場の自主性を尊重した学校づくりの促進』も求められている。学校教育を支える行政制度について地方分権を目指した改革が行われ今後、地方自治体や学校が自らの責任の下で主体性のある学校運営を行うなど、現場の自主性を存分に發揮することが必要になってきている。

この教育改革の流れのなかで、学校選択制の導入によって、学校は保護者の目にさらされ選ばれる立場となり、教育の内容をより問われるよう

なる。各学校は他校とは異なる教育を打ち出して実現させようとし、特色を出そうと努めることがねらわれている。

この学校選択の自由化により、さかんに個性と特色のある学校作りが論じられ、魅力ある学校づくりが打ち出されている。

2 学校選択制と学校の序列化、商品化

高校の場合、卒業後の多様な職業生活に対応する準備教育として合理性を持ちながら分化し、学校や課程の選択制を保障している。その結果、学力偏差値による序列化が生まれた。しかし、小中学校の教育は共通教育を基本とする、すべての子どもに必要とされる基礎学力を形成する段階である。その義務教育下において、基本・基礎をかためるだけでなく、それぞれの学校の特色を出すことも求められる。さらに出来上がった特色に対して、理念的選択をおこなうために、序列化やすみわけが生じ、さらに忌避的選択が、序列性基準を強調して行く危険性をはらんでいる。

このような、教育の市場化は、よい学校や教育システム（商品）をつくろうとする代わりに、社会の子どもの生活と成長を良くしたいという情熱や関心を薄れさせ、それを求める構えと努力を搖るがす原因となりはしないか。現実に、「学校選択の自由」が戦後の比較的早い時期から制度的な定着をした高等学校では、現在にいたって、序列階層化にともなう複雑な課題を抱えている。

選択によって、各学校に集まった子どもたちは、個性化を軸としてある程度、均質な集団となる。そのような環境や人間関係の中で、小中学校において基礎学力をつける共通教育を受けることを本当に国民が望み、必要としているのか深く検討されるべきである。

3 個性化と学校運営への参加

教育とかけ離れた行財政改革ではなく、教育は国民一人ひとりのものであり、国民によってて作り出されて行くべきものとして、教育改革が進められるべきである。

学校のように空間的に動かすことが難しいものを市場原理に単純にゆだね、通学区の自由化と学校選択によって統廃合がおこったとき、すべての子どもに必要とされる基礎学力を形成する機会が均等に保障できるのかという疑問を残したままである。この状況で実施されたことを、地域コミュニティや父母の側がきちんと把握する必要がある。そのようなことを、学校選択制度が始まる以前に、地域や父母の間で十分に討議される場が保障されるべきである。

現実に行われている、導入前の地域住民に対して行われるアンケートなどは、その内容が十分に検討されるべきであると考える。対象や質問を「学校選択制」と一つでくくってしまっては、小学校の通学区の弾力化の意味と、中学校の通学区の弾力化の意味合いが混乱し、かえって、アンケート結果が見えづらい。子どもの発達、環境に応じて、父母や地域住民が何を考え何を求めるのか、幼稚園、小学校、中学校との段階に対しての質問であり、回答なのかが把握できないアンケートでは、教育のために住民意思を尊重することは期待できない。

たとえ、地域の学校が一つ消えることを代償とできるほどの、魅力ある学校、特色、個性が確立されたとしても、それが、地域社会の個性や特色を踏まえ、子どもと親、地域住民とが主体的に参加して、教師とともに生み出し、たゆみなく再生産されるものでなければ、地域の学校が消えた後、大きなひずみが地域の子どもたちに生じるはずである。

学校の個性、特色は、必然的に学校と教師、そこに通学する生徒によって形成されるものである。つまり、学校と学校教育の商品としてではなく、結果的に「特色的ないのが」特色に成る場合も含めて、子どもの学習権を保障するために、父母や地域の住民と教師が協力しあって、子ども達に必要とされる地域になじんだ個性をつくっていくための議論の場が必要である。

かつてに作られた「学校の個性・特色」に委ねていては、高等学校の現代の課題と同様に、選択

した安心感の上に、児童生徒が学習の積極性を欠いてしまったり、「特色」という軸に固執するばかりに生徒の実態に見合わない要求を、学校や我が家子に父母が求めるということが起りはしないかという危惧がのこる。また、各学校の校長の権限強化によって、校長が代わるたびに「学校の個性・特色」が変わると言う事態も招きかねない。これらの問題に対しては、学校側は「学校の個性・特色」を中心に据えた教育課程を編成するとき、それを選択した子ども、父母に対して、その具体的な到達目標を明確に設定し、指導方法を説明すべきであると考える。課題を、父母や地域と共有しながらの「個性・特色」づくりが求められるはずである。

4 特色・個性の現実

全国ではじめて中学校区が自由化された岐阜県穂積町では、小学校の通学区域の弾力化と併せて、それぞれの小中学校ごとの特色づくりを進めている。一校あたり100万円の予算づけとともに、個々の学校の特色を広報誌で紹介するなど、学校選択の材料としての個々の学校づくりのバックアップ体制は進んでいるといえる。

中学校では「教科指導」や「福祉」、小学校においては「英語教育」「理科教育」「道徳」などの分野に力を入れた教育を行うとしながら、それに対する具体的到達目標や個々の指導体制は、父母や地域住民には十分には見え難いのが現状である。

選択する子ども、父母、住民として、学校の教育課程や指導方針に対する情報を共有できる場が保障されず、十分に理解を得る場がなければ、ともすれば「福祉」に力をいれることができ、「教科指導」に対抗するものとして受け取られる可能性を残す。地域住民だけでなく、学校の教師の取り組みにおいても、到達目標と指導方法の明確化は必要なことである。

全国ではじめて、穂積町で中学校区の自由化制度が実施され、一人の生徒が校区外からの通学を選んだ。その理由は、「学校の特色・個性」では

なく、友人関係に置かれていると本人が語っている。現状のままでは「学校の特色・個性」は学校選択の材料にはなり難いのではないかという疑問と、「学校の特色・個性」によって教科指導に代わるものに力を入れることが可能であると誤解される危険性があることを、父母や地域住民が十分理解する必要があると考える。

あとがき

この1年間の研修中、指導教官の榎達雄先生には手厚いご指導を賜り、なかなか理解の進まない私に、常に丁寧な解説をしてくださったことに感謝申し上げたいと思います。榎先生の教育行政学のゼミは3年生が中心であり、初めて教育学部で1年の研修期間だけ学習する私にとっては、このゼミ学生とともに学習できたことが、1年間の研修を充実させるきっかけになったと思っています。教育経営学の講座では、植田健男先生、南部初世先生の講義とゼミを通して多くのことを学ぶことが出来ました。10月には地域教育経営の事例研究として北海道の宗谷地区に入り、調査研究をさせていただきました。ここでの稚内高校での調査にむけては、6月から予備調査をはじめ、10月の現地での調査、2月の報告書のまとめまで、学生と寝食をともにした密度の濃い学習をすることができ、共同で調査、報告するその過程でたくさんのこと学ばせていただいたと思っています。学生の視点での高等学校の現状の分析には、ときおりはっとさせられることがあります。私自身の教員としての正常な感覚がこの経験によって何度も修正されました。また、稚内高等学校の先生方には、学校に入ってのインタビュー調査や父母座談会に協力していただき、その寛容なご協力に感謝申し上げます。

教育行政学の中嶋哲彦先生のゼミでは、学生や留学生と教育の制度上の問題を語っているうち、昼から始まる時間割でありながら、たびたび、夜の9時、10時までに及ぶことがあります。常に最後まで付き合ってください、丁寧に質問に答えてくだ

さった先生のお人柄に非常に感謝しています。このゼミでは、岐阜県の穂積町、各務原市を中心とする学校選択制を事例検討しており、学生とともにおこなった調査も充実し、多くのことを学ぶことが出来ました。さらに、12月には高知県で開催された「開かれた学校づくり」の研究集会にもゼミの研究活動として参加させていただき、高知県で今、行われている教育改革や他県の事例を知ることが出来たことは大きな収穫でした。

この1年間に先生方や、たくさんの学生にお世話になり、教育行政学を垣間見ることが出来たことを感謝しています。

この研修にあたって、ご配慮いただいた元掛川西高校校長勝澤要先生、静岡県教育委員会高校教育課の諸先生方には深く感謝申し上げます。皆様のおかげで、学校のあり方を自分なりに考えることが出来ました。検討の不充分な点につきましては、現場に戻ってからも研修を続け、この1年間を役に立てるよう努力して行きたいと存じます。

最後に、掛川西高校中田校長先生、事務室の方々にはこの研修のために多くの便宜を図っていただきありがとうございました。

[注]

- 1) 佐々木享『高校教育論』大月書店1976 227頁
- 2) 岐阜県「管理主義教育」調査研究委員会『子どもの権利輝く明日へ』1997 176頁
- 3) 同上
- 4) 同上
- 5) 大田堯「人生選択と高校教育」草土文化『講座 現代の高校教育(4)』
- 6) 木下征四郎「高校中退から見る現在の学校教育制度」『季刊教育法』102号
- 7) 朝日新聞(平成12年3月22日)
- 8) 木下征四郎「高校中退から見る現在の学校教育制度」『季刊教育法』102号
- 9) 朝日新聞(平成12年3月22日)
- 10) 「教育談論」ベネッセコーポレーション『VIEW 21』1999. VOL 3

- 11) 同上
- 12) 「教育談論」 ベネッセコーポレーション
『VIEW 21』 1998 VOL 1. 2 10項
- 13) 3章 稚内高校インタビュー
- 14) 同上
- 15) 大田堯『講座 現代の高校教育(4)』発行
草土文化「人生選択と高校教育」155項
- 16) 宮原誠一『青年期の教育』岩波新書 193頁
- 17) 同上
- 18) 佐々木享『講座 現代の高校教育(6)』発行
草土文化「戦後高校教育の理念と展開」39頁
- 19) 大田堯『講座 現代の高校教育(4)』発行
草土文化「人生選択と高校教育」
- 20) 佐々木享『講座 現代の高校教育(6)』発行
草土文化「戦後高校教育の理念と展開」40頁
- 21) 乾彰夫『高校教育は何をめざすか』「戦後高校教育の現在」1995
- 22) 小川利夫『小川利夫社会教育論集第4巻』「学校の変革と社会教育」
- 23) 乾彰夫『日本の教育と企業社会』
- 24) 小川利夫『小川利夫社会教育論集第4巻』
「学校の変革と社会教育」
- 25) 乾彰夫『高校教育は何をめざすか』「戦後高校教育の現在」1995
- 26) 乾彰夫『教育』「『戦後青年期』の解体」2000年3月 16頁
- 27) 同上 16頁
- 28) 資料 羽幌高等学校学校要覧
- 29) 加藤先生インタビュー
- 30) 同上
- 31) 同上
- 32) 兼子仁『教育法[新版]』(有斐閣 1978年)
290頁
- 33) 同上 205頁
- 34) 同上 301頁
- 35) 同上 204-211頁
- 36) 同上 208頁
- 37) 宗谷教育調査団『第2次宗谷教育調査報告書』
- (名古屋大学教育学部教育経営研究室 1996年) 11頁
- 脚注：都道府県や市町村などより広域的な地域レベルでの教育経営や、或いはナショナルなレベルでの教育経営の存在を否定するものではない。たとえば、ナショナルなレベルでは、教育制度の法定や教育内容のスタンダードの設定（法的拘束力を持たない）などが必要となるが、もっとも基本的な日々の公教育の組織・運営は地域的ななされうることを指している。
- 38) 同上 204-211頁
- 39) 同上 208頁
- 40) 『宗谷教育調査報告書』(名古屋大学教育学部教育経営研究室 1996年) 27頁
- 41) 同上 6頁
- 42) 『地域教育経営に学ぶ 創刊号』(名古屋大学教育学部教育経営研究室 1999年) 4-9頁
- 43) 資料 父母の期待にこたえる学校づくり合意(案)
- 44) 資料 稚内高等学校 学校要覧 教育目標
- 45) 資料 学校組織運営図
- 46) 『今こそ21世紀の子どものために』(北海道高等学校教職員組合 宗谷支部2000年8月)
- 47) 『教育課程の可能性』全教教育課程検討委員会 2000
- 48) 渡辺教諭インタビュー
- 49) 小泉教諭、三浦教諭、堀教諭、渡辺教諭、出崎教諭インタビュー
- 50) 小泉教諭、三浦教諭、堀教諭、渡辺教諭、出崎教諭インタビュー
- 51) 小泉教諭、三浦教諭、渡辺教諭インタビュー
- 52) 小泉教諭インタビュー
- 53) 粥川校長先生インタビュー
- 54) 渡辺先生インタビュー
- 55) 粥川校長先生インタビュー
- 56) 父母座談会
- 57) 父母座談会
- 58) 『宗谷教育調査団 第5次宗谷教育調査報告書』(名古屋大学教育学部教育経営研究室 1996年) 56頁

59) 宗谷教育調査団『第2次宗谷教育調査報告書』

(名古屋大学教育学部教育経営研究室 1996年)

11頁

60) 地域の小中学生に伝統芸能を高校生が伝える

活動。部活動とは異なるが、稚内高校の格技場
では昼休みに練習が行われている。10名ほどの
生徒が活動している。

61) 佐々木享『高校教育論』大月書店 1976

227頁

62) 岐阜県「管理主義教育」調査研究委員会『子

どもの権利輝く明日へ』1997 176頁

63) 同上

64) 同上